令和3年第1回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和3年第1回茨城県議会定例会議案目次

		只
第2号議案	令和3年度茨城県一般会計予算	1
第3号議案	令和3年度茨城県競輪事業特別会計予算	17
第4号議案	令和3年度茨城県公債管理特別会計予算	19
第5号議案	令和3年度茨城県市町村振興資金特別会計予算	21
第6号議案	令和3年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算	23
第7号議案	令和3年度茨城県立医療大学付属病院特別会計予算	25
第8号議案	令和3年度茨城県国民健康保険特別会計予算	27
第9号議案	令和3年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算	29
第10号議案	令和3年度茨城県中小企業事業資金特別会計予算	31
第11号議案	令和3年度茨城県農業改良資金特別会計予算	33
第12号議案	令和3年度茨城県林業·木材産業改善資金特別会計予算	35
第13号議案	令和3年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算	37
第14号議案	令和3年度茨城県港湾事業特別会計予算	39
第15号議案	令和3年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算	41
第16号議案	令和3年度茨城県病院事業会計予算	43
第17号議案	令和3年度茨城県水道事業会計予算	47
第18号議案	令和3年度茨城県工業用水道事業会計予算	50
第19号議案	令和3年度茨城県地域振興事業会計予算	52
第20号議案	令和3年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算	55
第21号議案	令和3年度茨城県流域下水道事業会計予算	57
第22号議案	茨城県職員定数条例の一部を改正する条例	61
第23号議案	茨城県行政組織条例の一部を改正する条例	62
第24号議案	職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例	63
第25号議案	茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	64
第26号議案	茨城県特定非営利活動促進法施行条例及び茨城県特定非営利活動促進法に係る民間事業者等が行う書	面
	の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例の一部を改正する条例	102
第27号議案	茨城県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例	103
第28号議案	茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	104
第29号議案	茨城県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	105
第30号議案	茨城県食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例	106
第31号議案	社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	118
第32号議案	茨城県青少年の健全育成等に関する条例の一部を改正する条例	119
第33号議案	つくばみらい都市計画事業伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業施行規程を定める条例	を
	廃止する条例	120
第34号議案	茨城県県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	121
第35号議案	茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	··· 122
第36号議案	茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	123

第37号議案	茨城県立笠間陶芸大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例126
第38号議案	茨城県建築審査会条例及び茨城県開発審査会条例の一部を改正する条例
第39号議案	茨城県県営住宅条例の一部を改正する条例
第40号議案	茨城県水道条例の一部を改正する条例
第41号議案	包括外部監査契約の締結について
第42号議案	男女共同参画の推進に関する基本的な計画について
第43号議案	県有財産の取得について · · · · · · 143
第44号議案	霞ケ浦常南、霞ケ浦湖北、霞ケ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道
	の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について

第2号議案

令和3年度 茨城県一般会計予算

令和3年度茨城県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,295,178,396千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の日的、限度額、起債の方法、利率及 び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用

- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、 次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した給料及び職員手当等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
 - (2) 第14款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月26日提出

歳 入

款	項	金額
1 県 税		刊 360,678,061
	1県民税	114,067,426
	2 事 業 税	70,553,873
	3 地 方 消 費 税	78,923,515
	4 不 動 産 取 得 税	5,823,279
	5 県 た ば こ 税	3,393,413
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,418,466
	7軽油引取税	32,307,739
	8 自 動 車 税	51,916,901
	9 鉱 区 税	4,245
	10 核 燃 料 等 取 扱 税	1,232,240
	11 狩 猟 税	36,964
2 地 方 消 費 税 清 算 金		124, 168, 955
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	124, 168, 955
3 地 方 讓 与 税		35, 121,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	30,866,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,714,000
	3 石油ガス譲与税	104,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	319,000
	5森林環境譲与税	117,000
	6 航空機燃料讓与稅	1,000

4 地 方 特 例 交 付 金		2,300,000
	1地方特例交付金	2,300,000
5地 方 交 付 税		186,830,000
	1地 方 交 付 税	186,830,000
6 交通安全対策特別交付金		731,000
	1 交通安全対策特別交付金	731,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		8,225,866
	1分 担 金	692,135
	2 負 担 金	7,533,731
8 使 用 料 及 び 手 数 料		17,453,748
	1 使 用 料	12,090,502
	2 手 数 料	1,044,747
	3証紙収入	4,318,499
9国庫支出金		175,647,246
	1国庫負担金	53,612,560
	2 国 庫 補 助 金	118,707,505
	3 委 託 金	3,327,181
10 財 産 収 入		1,732,741
	1財産運用収入	979,324
	2 財 産 売 払 収 入	753,417
11 寄 附 金		109,252
	1 寄 附 金	109,252
12 繰 入 金		37,374,483
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,526,273
	2基金繰入金	35,848,210

13 繰	越	金				5,000,000
			1 繰	越	金	5,000,000
14 諸	収	入				175,895,344
			1 延滞	金、加算金及で	び過料	515,296
			2 県	預 金 利	子	1,846
			3 公営	企業貸付金元	利収入	56,079
			4 貸 付	寸 金 元 利	収入	150,547,052
			5 受	託 事 業 」	仅 入	4,435,476
			6 収	益事業」	仅 入	8,247,729
			7 利 子	割精算金	収 入	1
			8 雑		入	12,091,865
15 県		債				163,910,700
			1 県		債	163,910,700
歳	入 合	=				1,295,178,396

			款					項				金	額
1	議		会		費								刊 1,685,406
						1 議		会	ŧ		費		1,685,406
2	総		務		費								46,998,267
						1 総	務	管	ř	理	費		22,399,719
						2 徴		稅	Ĺ		費		19,025,389
						3 市	町	村	振	興	費		1,982,539
						4 選		挙	\$		費		2,977,054
						5 人	事	委	員	会	費		144,219
						6 監	查	委	Ė	員	費		169,347
						7 諸					費		300,000
3	企	画	開	発	費								10,918,233
						1 企		画	Í		費		8,057,869
						2 開		発	i.		費		2,347,528
						3 統	計	誹	I	査	費		512,836
4	生	活	環	境	費								14,562,952
						1 生	活	文	:	化	費		2,329,462
						2 防		ÿ.			費		1,626,569
						3 環	境	保	į	全	費		10,517,942
						4 災	害	救	ξ	助	費		88,979
5	保	健	福	祉	費								254, 215, 606
						1 厚	生	総		務	費		112, 195, 408
						2 生	活	保	į	護	費		6, 197, 589
						3 児	童	福	i -	祉	費		42,805,147

	4 障	害	福 祉	費	27,673,602
	5 保	健	所	費	2,012,668
	6 医		薬	費	11,050,444
	7 環	境	衛 生	費	1,230,551
	8 公	衆	衛 生	費	51,050,197
6 労 働 費					2,675,770
	1 労	働	政 策	費	714,684
	2 職	業能	力 開 発	費	1,828,631
	3 労	働委	員 会	費	132,455
7農林水産業費					48,377,520
	1 農		業	費	20,422,627
	2 畜	産	業	費	2,479,605
	3 林		業	費	5,632,174
	4 水	産	業	費	3,810,879
	5 農		地	費	16,032,235
8 商 工 費					176,723,991
	1 産	業	政 策	費	148,349,892
	2 技	術	革新	費	1,471,593
	3 中	小	企 業	費	2,852,153
	4 観	光	物產	費	2,141,416
	5 立	地	推進	費	21,908,937
9 土 木 費					103,615,567
	1 土	木	管 理	費	3,549,560
	2 道	路	橋 梁	費	62,334,488
	3 河	JII	海岸	費	23,430,359

	4港湾費	4,793,177
	5都市計画費	5,575,617
	6 住 宅 費	3,932,366
10 警察費		64, 183, 616
	1警察管理費	57,889,392
	2 警察活動費	6,294,224
11 教 育 費		270,966,760
	1 教 育 総 務 費	56,830,487
	2 小 学 校 費	79,941,887
	3 中 学 校 費	45,837,475
	4高等学校費	58,714,399
	5 特 別 支 援 学 校 費	24, 260, 164
	6 社 会 教 育 費	3,649,532
	7 保健体育費	1,732,816
12 災 害 復 旧 費		988,231
	1 農林水産施設災害復旧費	163,523
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	824,708
13 公 債 費		146,439,344
	1公債費	146,439,344
14 諸 支 出 金		150,827,133
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,704,106
	2 利 子 割 交 付 金	274,906
	3 利 子 割 精 算 金	1
	4 地 方 消 費 税 清 算 金	76,084,648
	5 地 方 消 費 税 交 付 金	62,962,384

			6 配	当 割	交	付	金	1,534,720
			7 株式	等譲渡	行得 割	交付	金	1,610,536
			8 環 境	色性 能	割交	付	金	1,052,433
			9 法 人	、事 業	税交	付	金	5,462,326
			10 公 1	営 企 業	貸	付	金	141,073
15 予	備	費						2,000,000
			1 予	仿	Î		費	2,000,000
歳	出合	計						1,295,178,396

第2表 債務負担行為

(新 規 分)

事項	事	業内	容	其	月 間	限	度	額
地 方 債 証 券 共同発行連帯債務	他の地方公共 る地方債につい 及び利子の支払る		連帯して償還	自至	令和3年度 令和13年度	元金1,345,0		
県庁舎鍵管理設備 更新工事請負契約	県庁舎の鍵管: 負契約を締結す	理設備更新工事 る。	に係る工事請	令	和 4 年 度		167	7,152千円
環境保全施設資金利子補給	茨城県環境保 き、金融機関が 年度において資 当該金融機関に	金を貸し付けた	対し、令和3 ときは、県は	自至	令和4年度 令和10年度	融資総額 融資残高に 境保全施設 項に定める じて得た額	対し、 資金融 利子補	茨城県環 資制度要
環境保全施設整備資 金 利 子 補 給	茨城県環境保: に基づき、政府: し、令和3年度 きは、県は当該 る。	において資金を	小企業者に対	自至	令和4年度 令和18年度	融資総額2 残高に対し 全施設整備 交付要項に 率を乗じて	、茨城 資金利 定める	県環境保子補給金利子補給
防災ヘリコプター製 造 請 負 契 約	防災ヘリコプ 結する。	ターに係る製造	請負契約を締	自至	令和4年度 令和5年度		1,675	5,630千円
がん先進医療費利 子 補 給	茨城県がん先き、県民が金融は けるための治療 県民に対し利子	費を借りるとき	先進医療を受	自至	令和 4 年度 令和10年度	融資総額1 残高に対し 進医療費利 綱に定める じて得た額	、茨城 子補給 利子補	:県がん先 :金交付要
地域医療医師修学資 金貸 与契約	茨城県地域医: づき、修学資金 る。	療医師修学資金 :貸与契約を修		自至	令和4年度 令和8年度		681	1,000千円
医師教育資金利 子補給	き、県民が金融	るときは、県は	進学のための	自至	令和4年度 令和9年度	融資 総額 高に対し、 資金利子補 定める利子 得た額	茨城県 i給金交	医師教育 付要綱に
医師海外派遣事業費 用 負 担 協 定	医師海外派遣 て、国立大学法 る。	主事業に係る費		自至	令和4年度 令和5年度		10	0,940千円

創 業 支 援 融 資 損 失 補 償	創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保 証協会が保証した債務によって損失が生じた ときは、県がその損失を補償する旨の契約を 当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和18年度	34,000千円
女性·若者·障害者 創業支援融資 損失補償	女性・若者・障害者創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和18年度	24,000千円
新分野進出等支援融 資 損 失 補 償	新分野進出等支援融資制度及び小規模企業 支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協 会が保証した債務によって損失が生じたとき は、県がその損失を補償する旨の契約を当該 協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和18年度	96,000千円
パ ワ ー ア ッ プ融 資 損 失 補 償	パワーアップ融資(旧パワーアップ融資) 制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、 茨城県信用保証協会が保証した債務によって 損失が生じたときは、県がその損失を補償す る旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和18年度	478,000千円
パ ワ ー ア ッ プ融 資 損 失 補 償	パワーアップ融資(旧セーフティネット融資)制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和15年度	71,000千円
再生支援融資損失補償	再生支援融資制度に基づき、茨城県信用保 証協会が保証した債務によって損失が生じた ときは、県がその損失を補償する旨の契約を 当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和18年度	35,000千円
災 害 対 策 融 資 損 失 補 償	災害対策融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和18年度	19,000千円
借 換 融 資 損 失 補 償	借換融資制度及び小規模企業支援融資制度 に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債 務によって損失が生じたときは、県がその損 失を補償する旨の契約を当該協会と締結す る。	自 令和3年度 至 令和18年度	112,000千円

新型コロナウイルス感染症対策融資損失補償	新型コロナウイルス感染症対策融資制度及 び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県 信用保証協会が保証した債務によって損失が 生じたときは、県がその損失を補償する旨の 契約を当該協会と締結する。		13年度 118年度	1,120,000千円
新型コロナウイルス 感染症対策利子補給	茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子 補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企 業者に対し、令和3年度において資金を貸し 付けたときは、県は当該中小企業者に対し利 子補給する。		4年度	230,235千円
新型コロナウイルス 感染症対応資金 利 子 補 給	茨城県新型コロナウイルス感染症対応資金 利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中 小企業者に対し、令和3年度において資金を 貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対 し利子補給する。		4年度 6年度	7,280,000千円
失業者等生活資金融 資 損 失 補 償	失業者等生活資金融資制度に基づき、日本 労働者信用基金協会が保証した債務によって 損失が生じたときは、県がその損失を補償す る旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和 至 令和	3年度 9年度	3,750千円
緊急雇用対策訓練業 務 委 託 契 約	介護福祉士養成訓練業務等に係る委託契約 を締結する。	自 令和 至 令和		53,031千円
緊急雇用対策訓練業 務 委 託 契 約	調理師養成訓練業務及び農業実践訓練業務 に係る委託契約を締結する。	令 和 4	年 度	3,245千円
野菜価格安定対策事 業 費 補 助	公益社団法人茨城県農林振興公社が、農畜 産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安 定対策資金に不足が生じた場合、県が公社に 対し、令和3年度における県の必要造成計画 額と国が定める最低現金保有額との差額を限 度とし、その不足額を補助する。	自 令和至 令和	3 年度 4 年度	275,340千円
農業近代化資金利 子 補 給			4 年度 23年度	融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程第3条に規定する率を乗じて得た額
農業経営負担軽減支援資金利子補給	茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給 金交付要項に基づき、金融機関が農業者に対 し、令和3年度において資金を貸し付けたと きは、県は当該金融機関に対し利子補給す る。		4 年度 18年度	融資総額2千万円の融資残高に対し、茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項第2条に規定する率を乗じて得た額

農作物災害経営資金等利子補給(現年災分)	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、金融機関が被害農業者等に対し、令和3年度において5億円の範囲内で経営資金等を貸し付けたときは、県は市町村が当該金融機関に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 令和4年度 至 令和15年度	融資総額5億円の融資残 高に対し、茨城県農林漁業 災害対策特別措置条例施行 規則第3条に規定する率を 乗じて得た額
農作物災害経営資金等損失補償(現年災分)	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、被害農業者等に対し、経営資金を貸し付けた金融機関に損失が生じたときは、県は市町村が当該金融機関に対し損失補償した額の一部を補助する。	令和6年度以降	200,000千円
農業ビジネス保証制度融 資 損 失 補 償	農業ビジネス保証制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和23年度	31,250千円
漁業近代化資金等利 子 補 給	漁業近代化資金融通法に基づき、金融機関 が漁業者等に対し、令和3年度において資金 を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対 し利子補給する。	自 令和 4 年度 至 令和26年度	融資総額8億円の融資残 高に対し、茨城県漁業近代 化資金等利子補給金交付要 項第3条に規定する率を乗 じて得た額
水産加工経営改善促進資金利子補給	茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給 金交付要項に基づき、金融機関が水産加工業 者に対し、令和3年度において資金を貸し付 けたときは、県は当該金融機関に対し利子補 給する。	自 令和4年度 至 令和6年度	融資総額1億円の融資残 高に対し、茨城県水産加工 経営改善促進資金利子補給 金交付要項第4条に規定す る率を乗じて得た額
地 方 道 路 整 備工 事 請 負 契 約	主要地方道筑西つくば線、筑西市蕨地内の 養蚕橋外1箇所の地方道路整備に係る工事請 負契約を締結する。	自 令和4年度 至 令和5年度	1,500,000千円
地方道路整備費用負担契約	一般県道上水戸停車場千波公園線、水戸市 常磐町地内の常磐陸橋の橋梁耐震に係る費用 負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸 支社長と契約を締結する。	自 令和4年度至 令和7年度	420,000千円
地方道路整備費用負担契約	一般国道118号、常陸大宮市野中町地内の 大宮陸橋外2箇所の橋梁補修に係る費用負担 について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社 長と契約を締結する。	令和4年度	75,000千円
国補公園事業工事請負契約	霞ヶ浦総合公園体育館の空調照明設備改修 に係る工事請負契約を締結する。	令和4年度	150,000千円

県営住宅建設工事請負契約	都和アパートの建設に係る工事請負契約を 締結する。	令和4年度	317,560千円
被災住宅復興支援 利 子 補 給	市町村が被災住宅の補修等に係る借入をする者に対し、利子補給したときは、県は市町村に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 令和 4 年度 至 令和 8 年度	4,000千円
県立学校校舎賃貸借契約	県立つくば特別支援学校の増築校舎に係る 賃貸借契約を締結する。	自 令和 4 年度 至 令和14年度	508,200千円
自然博物館展覧会 開催業務委託契約	自然博物館の展覧会開催業務に係る委託契 約を締結する。	令和4年度	1,100千円
陶 芸 美 術 館 展 覧 会 開 催 業 務 委 託 契 約	陶芸美術館の展覧会開催業務に係る委託契 約を締結する。	令和4年度	2,936千円
教育情報ネットワーク ポータルサイト設計構築業務委託契約	教育情報ネットワークのポータルサイト再 構築業務に係る委託契約を締結する。	令和4年度	107,954千円
太田警察署建設工事請負契約	太田警察署の建設に係る工事請負契約を締 結する。	自 令和 4 年度 至 令和 5 年度	1,467,088千円
警察職員宿舎整備運営事業損失補償	県が選定した事業者が警察職員宿舎の入居率が90%に満たないことによって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の協定を当該事業者と締結する。	自 令和5年度 至 令和34年度	総戸数の家賃総額に入居 補償率90%を乗じて得た額 から入居戸数の家賃総額を 除いた額
放置車両確認等事務委託契約	放置車両の確認及び標章の取付け事務に係 る委託契約を締結する。	令和4年度	45,483千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治 山 事 業	刊 319,600			
水産基盤整備事業	471,600			
湛水防除事業	99,500			
土地改良事業	2,915,900			
河 川 事 業	16,204,400			
海岸整備事業	254,900			
砂 防 事 業	118,200			
急傾斜地崩壊対策事業	137,200			
港湾整備事業	1,776,900			
道路橋梁整備事業	27,342,700	債券発行又は普 通貸借(他の地	年 利5.0パーセ	
街 路 事 業	1,171,200	方公共団体との共同発行を含む。	ント以内(ただし、利率見直し	
空 港 整 備 事 業	24,500	発行価格が額面 金額を下回ると	方式で借り入れる資金について、	30年以内 (据置期間を含む。)
放課後児童クラブ整備事業	386,700	きは、それぞれ の発行価格差減 額をうめるため	利率見直しを行った後において は、当該見直し	
産業技術専門学院整備事業	84,100	に必要な金額を加えた金額)	後の利率)	
体 育 施 設 整 備 事 業	106,600	加ん/こ並供/		
公営住宅建設事業	702,000			
過年補助災害復旧事業	82,400			
現年補助災害復旧事業	191,800			
過年直轄災害復旧事業	40,000			
現年直轄災害復旧事業	49,200			
単独災害復旧事業	173,300			
児童福祉施設整備事業	137,300			
老人福祉施設整備事業	477,600			
障害福祉施設整備事業	401,700			

+	
総合福祉会館整備事業	5,000
県 庁 舎 等 整 備 事 業	1,340,500
大気汚染監視機器整備事業	1,500
交通安全施設整備事業	757,400
警察施設整備事業	2,086,700
公 園 事 業	613,800
高 校 整 備 事 業	3,688,500
文化施設整備事業	230,800
社会教育施設整備事業	93,100
特別支援学校整備事業	466,000
空港周辺整備事業	10,300
地域鉄道設備等整備事業	33,400
石 綿 対 策 事 業	58,600
災害救助対策事業	16,700
消防施設整備事業	47,000
県立医療大学設備整備事業	171,400
農業大学校施設整備事業	133,100
農業総合センター施設整備事業	52,900
原種苗センター整備事業	19,800
畜産センター施設整備事業	50,100
養豚研究所施設整備事業	55,600
水産試験場施設整備事業	79,400
地 域 活 性 化 事 業	949,400
防災対策事業	430,500
合 併 特 例 事 業	1,703,400
	_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
地方道路等整備事業	1,189,100

上水道事業出資金	1,281,000								40 年以内 (据置期間を含む。)
臨 時 財 政 対 策 債	90,000,000								30 年以内
退職手当債	4,000,000								(据置期間を含む。)
災害援護資金貸付金	33,500	普	通	貸	借	無	利	子	15 年以内 (据置期間を含む。)
合 計	163,910,700								

第3号議案

令和3年度 茨城県競輪事業特別会計予算

令和3年度茨城県競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,876,713千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月26日提出

歳 入

		款						項				金	額
1 競	輪	事 業	収	入									16,876,713
					1	競	輪	事	業	収	入		16,325,639
					2	繰		ス			金		104,357
					3	繰		起	<u>ķ</u>		金		446,717
歳	入	台	ì	計									16,876,713

		款						項			金	額
1 競	輪	事 業	支	出								16,876,713
					1	競	輪	事	業	費		16, 255, 004
					2	積		<u> </u>		金		1,263
					3	繰		出		金		200,000
					4	予		備		費		420,446
歳	出	É	ì	計								16,876,713

第4号議案

令和3年度 茨城県公債管理特別会計予算

令和3年度茨城県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ146,926,071千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
一般会計借換債	千円 101,448,600	債 普 (団体を格下れた を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	年 利 5.0 パ ー セント 以 利 本 しただし方式資金 見入れて、行っな 直したる資利を で行って ででした ででした。 ではい ででした。 ではい でででは、 でいる。 では、 での利 を でいる。 では、 でいる。 では、 でいる。 では、 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。	30 年 以 内 (据置期間を含む。)
計	101,448,600			

令和3年2月26日提出

歳 入

	耖	7			項							金	額
1 公	債 管	理	収	入									146,926,071
					1	財	j	産		収	入		115,884
					2	繰		,	入		金		45,361,587
					3	県					債		101,448,600
歳	入	合	İ	計									146,926,071

	款					項		金	額
1 公	債 管	理	支	出					146,926,071
					1 公	債	費		146,926,071
歳	出	合	討	r					146,926,071

第5号議案

令和3年度 茨城県市町村振興資金特別会計予算

令和3年度茨城県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,418,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月26日提出

歳 入

款		項		金	額
1 市町村振興資金収入					1,418,000 千円
	1 繰	越	金		500,001
	2 諸	収	入		917,999
歳 入 合 計					1,418,000

歳 出

款	項	金額
1 市町村振興資金支出		1,418,000 千円
	1 市町村振興資金支出	800,000
	2 繰 出 金	617,000
	3 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		1,418,000

第6号議案

令和3年度 茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算

令和3年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,743,991千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (地方債)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度 額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
神 栖 総 合 公 園 整 備 事 業	千円 47,400	債券発行又は	年 利 5.0 パ ー セント 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に	30 年 以 内
県 立 カ シ マ サ ッ カ ー ス タ ジ ア ム 整 備 事 業	1,734,800	普通貸借	ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	(据置期間を含む。)
計	1,782,200			

令和3年2月26日提出

歳 入

	款						項			金	額
1 鹿 島 臨 1 造 成	事	工業地業収	帯入								3,743,991 千円
				1	事	業		収	入		128,908
				2	財	産		収	入		538,570
				3	繰		越		金		897,774
				4	諸		収		入		395,884
				5	県				債		1,782,200
				6	使		用		料		655
歳	ζ	合	計								3,743,991

款	項	金額
1 鹿島臨海工業地帯 1 造成事業費		3,743,991
	1 鹿 島 開 発 事 業 費	1,693,775
	2 公 債 費	2,040,216
	3 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		3,743,991

第7号議案

令和3年度 茨城県立医療大学付属病院特別会計予算

令和3年度茨城県立医療大学付属病院特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,148,963千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (地方債)
- 第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度 額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
県立医療大学付属病院 整 備 事 業	千円 128,100	債券発行又は 普 通 貸 借	年 利 5.0 パー セン パー (ただし、利率 見直し方式で金 見直したる資利で ででしたる ででででででいる。 でではいいではいいではいいではいいではいいでではいいではいいではいいではいいで	30 年 以 内 (据置期間を含む。)
計	128,100			

令和3年2月26日提出

歳 入

		款					項			金	額
1 県 付	立 属	医病	療院	大収	学 入						^{千円} 3,148,963
						1 使	用 料 及	び手	数 料		1,794,830
						2 財	産	収	入		4,486
						3 繰	入		金		1,177,464
						4 繰	越	i	金		30,000
						5 諸	収		入		14,083
						6 県			債		128,100
歳	入		合	Ī	計						3,148,963

歳 出

	克	歎						項			金	額
1 県 付	立 医 属	療 病	大 院	学費								3,148,963
					1	病	院	運	営	費		2,637,513
					2	研	究	研	修	費		23,518
					3	公		債		費		485,432
					4	予		備		費		2,500
歳	出	合	į	計								3,148,963

第8号議案

令和3年度 茨城県国民健康保険特別会計予算

令和3年度茨城県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ241,589,577千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月26日提出

歳 入

				款								J	項			金	額
1	国	民	健	康	保	険	収	入									^{千円} 241,589,577
									1	負			担		金		70,535,419
									2	玉	庫		支	出	金		66,914,533
									3	財		産		収	入		5,968
									4	繰			入		金		16,010,146
									5	繰			越		金		3,665,108
									6	諸			収		入		84, 458, 403
	歳		入		合	ř	Ē	†									241,589,577

歳 出

				款					項							金	額
1	国	民	健	康	保	険	費										241,589,577
								1	玉	民	健	康	保	険	費		241,583,509
								2	積			立			金		5,968
								3	予			備			費		100
	歳		出		合		H								·		241,589,577

第9号議案

令和3年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

令和3年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ209,434千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月26日提出

歳 入

	款						項			金	額
	父 子 付 金										209,434
				1	繰		入		金		5,311
				2	貸	付	返	納	金		117,483
				3	繰		越		金		86,398
				4	諸		収		入		242
歳	入	合	計								209,434

款	項	金	額
1 母子・父子・寡婦福祉 1 貸 付 金 支 出			209,434
	1 母子・父子・寡婦福祉貸付費		145,025
	2 予 備 費		64,409
歳 出 合 計			209,434

第10号議案

令和3年度 茨城県中小企業事業資金特別会計予算

令和3年度茨城県中小企業事業資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,483,007千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月26日提出

歳 入

	款				項		金	額
1	小 金	業収	事 業 入					2,483,007
				1 繰	入	金		23,363
				2 繰	越	金		287,116
				3 諸	収	入		2,172,528
歳	入	合	計					2,483,007

	款				項		金	額
1	小 金	業 支	業出					2,483,007
				1 中小企	:業事業資	金支出		2,475,207
				2 予	備	費		7,800
歳	出	合	計					2,483,007

第11号議案

令和3年度 茨城県農業改良資金特別会計予算

令和3年度茨城県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68,439千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月26日提出

第1表 歳入歳出予算

歳 入

		款						項		金	額
1 農	業	改 良	資	金	収	入					68,439 千円
							1 繰	入	金		4,980
							2 繰	越	金		694
							3 諸	収	入		62,765
歳		入	合		i	t					68,439

歳出

款	項	金額
1農業改良資金支出		68,439 ^{千円}
	1貸付金勘定支出	63,445
	2業務勘定支出	4,986
	3 予 備 費	8
歳 出 合 計		68,439

第12号議案

令和3年度 茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和3年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,944千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月26日提出

第1表 歳入歳出予算

歳 入

	款					項		金	額
1 林 改	業 · 木 善 資	材 金	産収	業入					^{千円} 91,944
					1 繰	入	金		944
					2 繰	越	金		90,001
					3 諸	収	入		999
歳	入	合	Ē	Ħ					91,944

歳出

款	項	金額
1 林 業 · 木 材 産 業 1 改 善 資 金 支 出		91,944 ^{千円}
	1貸付金勘定支出	90,000
	2 業 務 勘 定 支 出	944
	3 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		91,944

第13号議案

令和3年度 茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和3年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,449千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月26日提出

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款		項		金	額
1 沿岸漁業改善資金収入					71,449
	1 繰	入	金		1,445
	2 繰	越	金		35,481
	3 諸	収	入		34,523
歳 入 合 計					71,449

歳出

款	項	金額
1 沿岸漁業改善資金支出		71,449 [†] H
	1貸付金勘定支出	70,000
	2業務勘定支出	1,445
	3 予 備 費	4
歳 出 合 計		71,449

第14号議案

令和3年度 茨城県港湾事業特別会計予算

令和3年度茨城県港湾事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,973,395千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (地方債)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債	の	目	的	限	度	額	起債の方法	利	率	償	還	の	方	法
港湾	整備	事	業		4,82	千円 3,400	債券発行又は 普 通 貸 借	年セ(見りつ直に該率利ンだしれてをい直入いしお見)	以利で金率た、内率借に見後当	4 (执			以を含む	内 む。)
	計				4,82	3,400								

令和3年2月26日提出

第1表 歳入歳出予算

歳 入

		款							項			金	額	
1 港	湾	事	業	収	入								10,973,395	·Ħ
						1	使		用		料		1,604,182	
						2	財	産		収	入		1,553,555	
						3	繰		入		金		2,040,029	
						4	繰		越		金		2,000	
						5	諸		収		入		950, 229	
						6	県				債		4,823,400	
歳		λ,	合		計								10,973,395	

歳 出

		款					項			金	額
1 港	湾	事	業	費							10,973,395
					1 港	湾	総	務	費		145,218
					2 港	湾	管	理	費		1,742,213
					3 港	湾	振	興	費		48,520
					4 港	湾	建	設	費		4,369,500
					5 公		債		費		4,665,944
					6 予		備		費		2,000
歳	出	合		計							10,973,395

第15号議案

令和3年度 茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算

令和3年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,780,647千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (地方債)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度 額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土地区画整理事業	千円 2,997,100	債券発行又は	年 利 5.0 パ ー セント 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に	
土地区画整理関連事業	113,400	普通貸借	ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	
計	3,110,500			

令和3年2月26日提出

第1表 歳入歳出予算

歳

款	項	金額
1 土地区画整理事業収入		22,780,647 ^{FR}
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	25
	2 国 庫 支 出 金	634,255
	3 負 担 金	127,400
	4 財 産 収 入	11,129,266
	5 繰 入 金	6,421,650
	6 繰 越 金	322,005
	7 諸 収 入	1,035,546
	8 県 債	3,110,500
歳 入 合 計		22,780,647

歳出

	款	:		項	金	額
1 土 地	区画	整 理	事 業 費			^{千円} 22,780,647
				1 T X 沿線開発事業費		6,995,886
				2 島名・福田坪開発事業費		3,789,011
				3 上河原崎·中西開発事業費		8,721,494
				4 阿見·吉原開発事業費		3,274,256
歳	出	合	計			22,780,647

第16号議案

令和3年度 茨城県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度茨城県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)

- 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。
 - 1 中央病院事業
 - (1) 病 床 数

一般病床数475床結核病床数25床計500床

(2) 患 者 数

入院 1日平均 347人 年間 126,633人 外来 1日平均 913人 年間 220,859人

- 2 こころの医療センター事業
- (1) 病 床 数

精神病床数 537床 (稼働病床数276床)

(2) 患 者 数

入院 1日平均 234人 年間 85,213人 外来 1日平均 325人 年間 75,482人

- 3 こども病院事業
- (1) 病 床 数

一般病床数 115床

(2) 患 者 数

 入院
 1日平均
 109人
 年間
 39,785人

 外来
 1日平均
 211人
 年間
 51,082人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款 本 庁 事	業収	益 140,028千円
第1項 医 業	外収	益 140,028千円
第2款 中央病院	完事業収	益 20,565,941千円
第1項 医 業	東 収	益 14,872,017千円
第2項 医 業	外収	益 5,683,924千円
第3項 特 另	月 利	益 10,000千円
第3款 こころの	医療センタ 収	- 益 4,245,509千円
第1項 医 業	集 収 🛚	益 3,172,055千円

第2項	医	業	外	収	益		1,072,454千円
第3項	特	別		利	益		1,000千円
第4款 こ	こど	も病院	完事	業収	【益		1,529,353千円
第1項	医	業		収	益		40,896千円
第2項	医	業	外	収	益		1,487,457千円
第3項	特	別		利	益		1,000千円
		支				出	
第1款 本	文 庁	- 事	業	費	用		140,028千円
第1項	医	業		費	用		140,023千円
第2項	医	業	外	費	用		5千円
第2款 中	中央	病 院	事	業費	用		20,515,671千円
第1項	医	業		費	用		20,291,026千円
第2項	医	業	外	費	用		204,645千円
第3項	特	別		損	失		10,000千円
第4項	予		備		費		10,000千円
		ろの医	痞	ヤンタ	7 —		
第3款 事		業		費	用		4,236,850千円
第1項	医	業		費	用		4,161,775千円
第2項	医	業	外	費	用		68,075千円
第3項	特	別		損	失		6,000千円
第4項	予		備		費		1,000千円
第4款 こ	こど	も病院	完事	事業費	用		1,462,954千円
第1項	医	業		費	用		1,384,185千円
第2項	医	業	外	費	用		76,769千円
第3項	特	别		損	失		1,000千円
第4項	予		備		費		1,000千円
(資本的中	又入及	及び支	出))			

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,498,615千円は、過年度分損益勘定留保資金731,818千円及び当年度 分損益勘定留保資金766,797千円で補てんする。)

	入		-	収	
1,252,896千円		的収	完資 本	中央病院	第1款 『
609,700千円		ſ	業	企	第1項
633,196千円		ŝ	担	負	第2項
10,000千円		,	収	諸	第3項
236,001千円				こころの 資 本	第 ソデア
88,200千円		ſ	業	企	第1項
147,801千円		ŝ	担	負	第2項
622,487千円		*的収》	院資	こども病	第3款
184,700千円		ſ	業	企	第1項

第2項	負		担		金		435,881千円
第3項	玉	庫	補	助	金		1,906千円
		支				出	
第1款	中央	病院	資本	的支	え出		2,264,871千円
第1項	建	設	改	良	費		1,083,533千円
第2項	償		還		金		1,175,578千円
第3項	投				資		5,760千円
コーソニア	ここ <i>.</i> 資						392,354千円
第1項	建	設	改	良	費		96,163千円
第2項	償		還		金		296,011千円
第3項	投				資		180千円
第3款	こど	も病院	完資本	体的习	艺出		952,774千円
第1項	建	設	改	良	費		230,946千円
第2項	償		還		金		721,828千円
(企業債)						

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
県立中央病院整備事業	刊 609,700	1債券発行又は普通貸	年 利 5.0 パ ー セ ン ト 以 内 (ただし、利率	
県立こころの医療センター 整備事業	88,200	借 2事業等の都合により 翌年度に繰り延べて 起債することができ	見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後	30年以内 (据置期間を含む。)
県立こども病院整備事業	184,700	る。 	においては、当 該見直し後の利 率)	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等

13,578,888千円

(2) 交 際 費

610千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1 中央病院事業

薬 品 3,407,826千円

燃料51,822千円計3,459,648千円

2 こころの医療センター事業

薬品160,333千円診療材料31,307千円燃料941千円計192,581千円

令和3年2月26日提出

第17号議案

令和3年度 茨城県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度茨城県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

 (1) 給 水 団 体 数
 33市町村 2企業団

 (2) 年 間 総 給 水 量
 138,425,108㎡

 (3) 1 日 平 均 給 水 量
 379,247㎡

 (4) 建 設 改 良 費

(4) 建 成 以 艮 負

県南西広域水道事業 6,577,590千円鹿行広域水道事業 1,065,317千円県中央広域水道事業 734,800千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 第1款 事 業 収 益 19,728,645千円 第1項 営 業 収 益 17.431.644千円 第2項 営業外収益 2,289,374千円 第3項 特 別 利 益 7,627千円 支 出 第1款 事 業 費 用 18,672,208千円 第1項 営 業 費 用 17.483.112千円 第2項 営業外費用 1.169.069千円 第3項 特 別 損 失 8,027千円 第4項 予 備 費 12.000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,092,863千円は、過年度分損益勘定留保資金7,725,762千円及び当年度 分消費税等資本的収支調整額367.101千円で補てんする。)

			収			入	
穿	51款	資 本	的	収	入		3,698,022千円
	第1項	玉	庫補	助	金		1,243,468千円
	第2項	企	業		債		809,200千円
	第3項	出	資		金		1,281,000千円
	第4項	負	担		金		88,774千円
	第5項	他:	会計補	甫 助	金		118,038千円
	第6項	長	期借	入	金		141,073千円

第7項 関連事業収入 16.469千円 支 出 第1款 資 本 的 支 出 11,790,885千円 第1項 建 設 改 良 費 8,377,707千円 第2項 資産購入費 94,905千円 第3項 償 還 金 3.154.009千円 第4項 補助金返還金 158,775千円 第5項 出資金返還金 5,489千円 (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期			間	限	度	額
県 南 西 広 域 水 道 建 設 事	業工事請負契約	令	和	4 年	度		417,	刊 414
県南西広域水道建設事	業工事請負契約	自 至		和 4 年 和 5 年			2,662,	902
県南西広域水道事業浄水処理	世関連業務委託契約	令	和	4 年	度		147,	695
鹿行広域水道事業浄水処理	関連業務委託契約	令	和	4 年	度		55,	572
県中央広域水道事業浄水処理	世関連業務委託契約	令	和	4 年	度		8,	703
県中央広域水道事業浄水処理	世関連業務委託契約	自至		和 4 年 和 5 年			19,	714

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起	債	0)	目 的	限	度	額	起	債	の	方	法	利	率	償還の	方 法
水	道	Ē	[F]		80	f用 9,200	2 事美 年月	美等 の)都台 関り列	合に。 Eべっ	重貸借 より翌 で起債	(ただし) 見直しれる りいて、 直しないて、 において	.0 か つける テスト つける テスト つける テスト ラスト ラスト ラスト スト ラスト ラスト ラスト ラスト ラスト ラス	40 年 / (据置期間	以 内 を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をそ

の経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等

1,081,446千円

(2) 交 際 費

478千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成及び建設補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、244,557千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、436,000千円と定める。

令和3年2月26日提出

第18号議案

令和3年度 茨城県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度茨城県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給	水	事	業	所	数	256事業所
(2)	年	間	総	給	水	量	325,613,100 m³
(3)	1	日马	5 均	給	水	量	892,091 m³
(4)	建	設	改		良	費	
	那	珂川エ	業用	水道	直事業	善	281,384千円
	鹿	島工	業用	水道	事業	芒	2,310,226千円
	県国	南西広均	或工業	用水	道事業	岸	2,540,386千円
	県児	夬広域	工業月	目水i	直事業	差	263,203千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

			収			入	
觧	91款	事	業	収	益		13,563,370千円
	第1項	営	業	収	益		12,242,848千円
	第2項	営	業	外収	益		1,320,522千円
			支			出	
芽	91款	事	業	費	用		11,553,681千円
	第1項	営	業	費	用		10,816,460千円
	第2項	営	業	外 費	用		726,721千円
	第3項	特	別	損	失		500千円
	第4項	[予		備	費		10,000千円
	/st. 1 11	d→ → -	T ~ 10				

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,173,503千円は、過年度分損益勘定留保資金4,615,233千円、当年度 分消費税等資本的収支調整額196,168千円及び建設改良積立金362,102千円で補てんする。)

	入			収		
3,549,016千円		入	収	本 的	資	第1款
361,500千円		金	助	庫補	国	第1項
2,625,400千円		債		業	企	第2項
562,116千円		金		担	負	第3項
	出			支		
8,722,519千円		出	支	本 的	資	第1款
5,395,199千円		費	良	設 改	建	第1項

 第2項 資 産 購 入 費
 4,779千円

 第3項 償 還 金
 3,040,672千円

 第4項 基 金 積 立 金
 281,869千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期			間	限	度	額
県南西広域工業用水道建	設事業工事請負契約	令 利	П 4	年	度		418	· 千円 · 377

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
工業用水道事業	千円 2,625,400	1債券発行又は普通貸借 2事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年 利 5.0 パ 内 セ ン だ し、 パ り 利 率 見 直 し れ 、 、 で 行 し な で で で で で で で で で で で で で で で で で で	40 年 以 内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等

715,552千円

(2) 交 際 費

296千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、64,000千円と定める。

令和3年2月26日提出

第19号議案

令和3年度 茨城県地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度茨城県地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

		. ,			· · · · · · · · · ·
(1)	格 納	庫	事	業	
	賃 貸	ر څ	又	益	39,004千円
	賃 貸	i 1	棟	数	2 棟
	建設	改	良	費	1,961千円
(2)	土地:	造成	事	業	
	阿見東部	土地	造成事	業	
	土 地	1 3	分	譲	15,000 m²
	稲敷土	地造	成事	業	
	土 地	1 3	分	譲	32,000 m²
	土 地	造	成	費	587,394千円
	つくばみ 土 地 :				
	つ く は 福岡・中原	、み 『・南・	ら 田村 [‡]	市也区	700,000 m²
	土 地	造	成	費	12,178,500千円
(117	7 34 66 117 7	77. アドー	т.ш.		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 格納庫事業収益	益 40,899千円
第1項 営 業 収 益	益 40,888千円
第2項 営業外収益	监 11千円
第2款 土地造成事業収益	益 1,247,634千円
第1項 営 業 収 益	益 1,247,364千円
第2項 営業外収益	益 270千円
支	出
第1款 格納庫事業費月	到 29,579千円
第1款 格納庫事業費用第1項 営 業 費 用	
	用 27,120千円
第1項 営 業 費 月第2項 営 業 外 費 月	用 27,120千円
第1項 営 業 費 月 第2項 営 業 外 費 月 第3項 特 別 損 与	刊 27,120千円 刊 1,859千円
第1項 営 業 費 月 第2項 営 業 外 費 月 第3項 特 別 損 与	田 27,120千円 田 1,859千円 夫 100千円 費 500千円
第1項 営 業 費 月 第2項 営 業 外 費 月 第3項 特 別 損 5 第4項 予 備 費	田 27,120千円 田 1,859千円 失 100千円 費 500千円 田 1,063,399千円

 第3項 特 別 損 失
 200千円

 第4項 予 備 費
 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額573,855千円は、過年度分損益勘定留保資金345,443千円及び土地造成積立金228,412千円で補てんする。)

灯 入 第1款 土地造成事業資本的収入 12,194,000千円 第1項 企 業 債 12,178,500千円 第2項 負 担 15,500千円 金 支 出 第1款 格納庫事業資本的支出 1.961千円 第1項 建 設 改 良 費 1,961千円 12,765,894千円 第2款 土地造成事業資本的支出 第1項 土 地 造 成 費 12,765,894千円 (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
つくばみらい福岡地 造成関連業務	区土地造成事業 委 託 契 約		令和4年度 令和5年度		7,806,	000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域振興事業	千円 12,178,500	1債券発行又は普通貸借 2事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年 利 5.0 パ ー センドし、 見直した 見直れて、 見直れて、 行って でいした でいて でいて でいし におい におい におい におい におい におい におい におい におい におい	30 年 以 内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 28,561千円

(2) 交 際 費 11千円

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

 種類
 名
 称
 数量

 1 取得する資産
 土地
 工業団地用地
 700,000㎡

(つくばみらい市福岡・中原・南・田村)

種類 名 称 数量 処分の態様

2 処分する資産 土 地 工 業 団 地 32,000㎡ 売払い

(稲敷市江戸崎みらい)

令和3年2月26日提出

第20号議案

令和3年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量

44,075,057 m³

(2) 1日平均処理水量

120,754 m³

(3) 処 理 区 域 神の池東部地区、神の池西部地区、波崎地区

(4) 建 設 改 良 費

1,202,202千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収			入	
第1款	事	業	収	益		3,455,740千円
第13	頁 営	業	収	益		2,999,347千円
第 2 3	頁 営	業	外収	益		456,369千円
第33	頁 特	別	利	益		24千円
		支			出	
第1款	事	業	費	用		3,186,920千円
第1款 第13				用用		3,186,920千円 3,113,992千円
	, 頁 営	業業				
第13	頁 営 質	業業	· 費 外 費	用		3,113,992千円
第13	項 質 質 質 質 特	業業業	· 費 外 費	用用		3,113,992千円 71,868千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額822,855千円は、過年度分損益勘定留保資金736,670千円及び当年度分 消費税等資本的収支調整額86,185千円で補てんする。)

	人			X	Ц		
779,618千円		入	収	的	本	第1款	
256,250千円		金	助	植補	国庫	第1項	
512,500千円		債		業	企	第2項	
10,868千円		金		担	負	第3項	
	出			と	3		
1,602,473千円		出	支	的	本	第1款	
1,202,202千円		費	良	2 改	建設	第1項	
25,502千円		費	入	慧 購	資 産	第2項	
374,769千円		金		還	償	第3項	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
鹿島臨海都市計画下	水道工事請負契約	自 至	令和4年度 令和6年度		3,600	,000
鹿島臨海都市計画下	水道工事請負契約	自 至	令和4年度 令和5年度		600	,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
鹿島臨海都市計画下 水 道 事 業	千円 512,500	1債券発行又は普通貸借 2事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年 15.0 パリカマ 15.0 パリカマ 15.0 パリカマ 15.0 パリカで 15.0 パリカで 15.0 カスで 15.	40 年 以 内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等

202,031千円

(2) 交 際 費

30千円

令和3年2月26日提出

第21号議案

令和3年度 茨城県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度茨城県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	年間系	总処:	理 水	量	129,475,000 m ³
(2)	1 日平	均処	理水	量	354,726m³
(3)	流域関	連市	町村	数	30市町村
(4)	建設	改	良	費	4,166,499千円
(1)	又益的収入	及び	支出)		

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収		入	
第1款 事	業収	益		17,265,695千円
第1項 営	常 業 収	益		9,046,184千円
第2項 営	常業 外 収	益		8,150,583千円
第3項 朱	身 別 利	益		68,928千円
	支		出	
第1款 事	業費	用		17,018,907千円
第1項 営	常 業 費	用		16,500,566千円
第2項 営	常 業 外 費	用		462,154千円
第3項 朱	身 別 損	失		52,187千円
第4項 う	備	費		4,000千円
(資本的収入	、及び支出)			

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,185,983千円は、過年度分損益勘定留保資金1,393,315千円、当年度分損益勘定留保資金712,885千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額79,783千円で補てんする。)

人				収			
4,531,255千円		又	J	本 的	資	1款 1	第
2,373,879千円	25	助 3	補	庫	玉	第1項	
1,349,200千円	Ę	1	業	È	企	第2項	
807,801千円	2	3	担	‡	負	第3項	
80千円	2	羽代金	売	官資産	固分	第4項	
295千円		収	- 業	連事	関	第5項	
出				支			
6,717,238千円	1	と に	J	本 的	資	1款 資	第
4,166,499千円	Ę	良多	改	設己	建	第1項	
16,840千円	į	入	購	産貝	資	第2項	

 第3項 償
 還
 金

 第4項 基 金 積 立 金

2,397,888千円

136,011千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
霞ケ浦常南流域下水道	工事請負契約	令 和	4 年 度		400,0	00 千円
霞ケ浦湖北流域下水道	工事請負契約		· 和 4 年 度 · 和 5 年 度		539,1	18
那珂久慈流域下水道	工事請負契約	令 和	4 年 度		562,9	60
霞ケ浦水郷流域下水道	工事請負契約	令 和	4 年 度		448,0	00
利根左岸さしま流域下水	道工事請負契約	令 和	4 年 度		59,50	00
鬼怒小貝流域下水道	工事請負契約	令 和	4 年 度		760,8	00
小貝川東部流域下水道	工事請負契約		· 和 4 年 度 · 和 5 年 度		473,0	00

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起	2 債	の	目	的	限	度	額	起	債	の	方	法	利	率	償還の方法
流力	域	下 水	道	事業		1,34	f用 9,200	2 事第 年原	美等 σ)都台 限り列	合に。 Eべっ	通貸借 より翌 て起債	(ただし 見直した り入いても でしまいて において	.0 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	40 年 以 内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費等

530.828千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,691,032千円である。

条例・その他

第22号議案

茨城県職員定数条例の一部を改正する条例

茨城県職員定数条例(昭和35年茨城県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「5,605人」を「5,622人」に改め、同号イ中「285人」を「302人」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月26日提出

第23号議案

茨城県行政組織条例の一部を改正する条例

茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 立地推進部

第3条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同条第6号イ中「企業等の誘致,」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(7) 立地推進部

ア企業等の誘致に関すること。

イ 住宅又は業務の用に供する土地の整備及び分譲に関すること。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月26日提出

第24号議案

職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年茨城県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

(茨城県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 茨城県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例(昭和29年茨城県条例第31号)の一部を次のように改正する。 別記様式中「啣」を削る。

(茨城県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第3条 茨城県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例(昭和29年茨城県条例第32号)の一部を次のように改正する。 別記様式中「⑪」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月26日提出

第25号議案

茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 茨城県手数料徴収条例 (平成12年茨城県条例第9号) の一部を次のように改正する。

別表第1の157の項及び158の項中「第14条第6項(同条第9項」を「第14条第7項(同条第13項」に、「又は第9項」を「又は第13項」に、「第14条第6項の」を「第14条第7項の」に改め、同表の160の項及び161の項中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同表の167の項から203の項までを次のように改める。

167 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	(1) 削氷のみを取り扱う場合にあっては4,900円。ただし、許可の申請が3月以内の期間を付しているもの(以下この項から198の項まで及び206の項において「季節営業許可申請」という。)にあっては2,500円、現に許可を受けて営業している者が当該許可の有効期間の満了に際し引き続き同一の営業の可を受けようとするもの(以下この項から198の項までにおいて「営業許可更新申請」という。)にあっては2,900円 (2) (1)以外の場合にあっては16,300円。ただし、季節営業許可更新申請にあっては8,200円、営業許可更新申請にあっては11,400円
168 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	調理の機能を有する自動販売機に より食品を調理し、調理された食 品を販売する営業許可申請手数料	9,800円。ただし,季節営業許可申請にあっては4,900円,営業許可更新申請にあっては 6,900円
169 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	9,800円。ただし,季節営業許可申請にあっては4,900円,営業許可更新申請にあっては 6,900円
170 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	9,800円。ただし,季節営業許可申請にあっては4,900円,営業許可更新申請にあっては 6,900円
171 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類競り売り	無介類競り売り営業許可申請手数 料	21,400円。ただし,季節営業 許可申請にあっては10,700円,

営業の許可の申請に対する審査		営業許可更新申請にあっては 15,000円
172 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	9,800円。ただし,季節営業許可申請にあっては4,900円,営業許可更新申請にあっては 6,900円
173 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	21,400円。ただし,季節営業 許可申請にあっては10,700円, 営業許可更新申請にあっては 15,000円
174 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	21,400円。ただし,季節営業 許可申請にあっては10,700円, 営業許可更新申請にあっては 15,000円
175 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	21,400円。ただし,季節営業 許可申請にあっては10,700円, 営業許可更新申請にあっては 15,000円
176 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数 料	21,400円。ただし,季節営業 許可申請にあっては10,700円, 営業許可更新申請にあっては 15,000円
177 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	16,300円。ただし,季節営業 許可申請にあっては8,200円, 営業許可更新申請にあっては 11,400円
178 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法 施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム 類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請 手数料	14,300円。ただし、季節営業 許可申請にあっては7,200円、 営業許可更新申請にあっては 10,000円
179 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	21,400円。ただし,季節営業 許可申請にあっては10,700円, 営業許可更新申請にあっては 15,000円
180 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	21,400円。ただし,季節営業 許可申請にあっては10,700円, 営業許可更新申請にあっては 15,000円
181 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	21,400円。ただし,季節営業 許可申請にあっては10,700円, 営業許可更新申請にあっては 15,000円

182 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査	水産製品製造業許可申請手数料	16,300円。ただし,季節営業 許可申請にあっては8,200円, 営業許可更新申請にあっては 11,400円
183 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査	氷雪製造業許可申請手数料	21,400円。ただし,季節営業 許可申請にあっては10,700円, 営業許可更新申請にあっては 15,000円
184 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査	液卵製造業許可申請手数料	14,300円。ただし,季節営業 許可申請にあっては7,200円, 営業許可更新申請にあっては 10,000円
185 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	21,400円。ただし,季節営業 許可申請にあっては10,700円, 営業許可更新申請にあっては 15,000円
186 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法 施行令第35条の規定に基づくみそ又はしょう ゆ製造業の許可の申請に対する審査	みそ又はしょうゆ製造業許可申請 手数料	16,300円。ただし,季節営業 許可申請にあっては8,200円, 営業許可更新申請にあっては 11,400円
187 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	16,300円。ただし、季節営業 許可申請にあっては8,200円、 営業許可更新申請にあっては 11,400円
188 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法 施行令第35条の規定に基づく豆腐製造業の許 可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	14,300円。ただし,季節営業 許可申請にあっては7,200円, 営業許可更新申請にあっては 10,000円
189 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	14,300円。ただし,季節営業 許可申請にあっては7,200円, 営業許可更新申請にあっては 10,000円
190 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査	麺類製造業許可申請手数料	14,300円。ただし,季節営業 許可申請にあっては7,200円, 営業許可更新申請にあっては 10,000円
191 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法 施行令第35条の規定に基づくそうざい製造業 の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	21,400円。ただし,季節営業 許可申請にあっては10,700円, 営業許可更新申請にあっては 15,000円
192 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	複合型そうざい製造業許可申請手 数料	29,800円。ただし,季節営業 許可申請にあっては14,900円, 営業許可更新申請にあっては 20,900円

193 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	冷凍食品製造業許可申請手数料	21,400円。ただし,季節営業 許可申請にあっては10,700円, 営業許可更新申請にあっては 15,000円
194 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	複合型冷凍食品製造業許可申請手 数料	29,800円。ただし,季節営業 許可申請にあっては14,900円, 営業許可更新申請にあっては 20,900円
195 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法 施行令第35条の規定に基づく漬物製造業の許 可の申請に対する審査	漬物製造業許可申請手数料	14,300円。ただし,季節営業 許可申請にあっては7,200円, 営業許可更新申請にあっては 10,000円
196 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法 施行令第35条の規定に基づく密封包装食品製 造業の許可の申請に対する審査	密封包装食品製造業許可申請手数料	21,400円。ただし,季節営業 許可申請にあっては10,700円, 営業許可更新申請にあっては 15,000円
197 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法 施行令第35条の規定に基づく食品の小分け業 の許可の申請に対する審査	食品の小分け業許可申請手数料	14,300円。ただし,季節営業 許可申請にあっては7,200円, 営業許可更新申請にあっては 10,000円
198 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法 施行令第35条の規定に基づく添加物製造業の 許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	21,400円。ただし,季節営業 許可申請にあっては10,700円, 営業許可更新申請にあっては 15,000円
199 削除		
200 削除		
201 削除		
202 削除		
203 削除		

別表第1中343の項を削り、344の項を343の項とし、345の項を344の項とし、同項の次に次のように加える。

345 家畜改良増殖法第24条の規定に基づく家 畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審 査	家畜人工授精所開設許可申請手数 料	5,700円
345の2 家畜改良増殖法施行規則(昭和25年 農林省令第96号)第38条第1項の規定に基づ く家畜人工授精所開設許可証の書換え交付	家畜人工授精所開設許可証書換之交付手数料	1,700円
345の3 家畜改良増殖法施行規則第39条第1 項の規定に基づく家畜人工授精所開設許可証 の再交付	家畜人工授精所開設許可証再交付 手数料	1,700円

別表第 1 の412の項中「50枚までごとに300円」を「50枚までごとに450円」に、「500円」を「750円」に、「750円」を

「1,100円」に、「900円」を「1,300円」に、「3平方メートルまでごとに800円」を「3平方メートルまでごとに1,200円」に、「1,700円」を「1,800円」に、「2平方メートルまでごとに800円」を「2平方メートルまでごとに850円」に、「3平方メートルまでごとに650円」を「3平方メートルまでごとに750円」に改め、同表の413の項中「3,300円」を「3,500円」に改め、同表の437の2の項中「又は高さに関する制限の適用除外に係る許可の」を「,高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の」に、「都市再生特別地区内における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料」を「都市再生特別地区内における建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料」に改め、同表中437の2の3の項を437の2の5の項とし、437の2の項の次に次のように加える。

437の2の2 建築基準法第60条の2の2第1 項第2号の規定に基づく建築物の建蔽率の最 高限度又は壁面の位置に関する制限の適用除 外に係る許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率の最高限度又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
437の2の3 建築基準法第60条の2の2第3 項ただし書の規定に基づく建築物の高さの最 高限度に関する制限の適用除外に係る許可の 申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さの最高限度に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円

別表第1の476の項中「掲げる基準」の次に「(以下この項及び次項において「誘導基準」という。)」を加え、

- ア 認定の対象が住宅であ る場合(認定の対象とな る建築物が2以上の住戸 を有する建築物全体の場 合を除く。) 申請に係 る住宅の戸数の合計が1 のときは4,000円, 2以上 5以下のときは9,000円, 5を超え10以下のときは 15,000円、10を超え25以 下のときは26,000円, 25 を超え50以下のときは 43,000円, 50を超え100 以下のときは77.000円. 100を超え200以下のとき は122,000円, 200を超え 300以下のときは154,000 円,300を超えるときは 166,000円
- イ 認定の対象が建築物全体(認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するものであって、住宅以外の部分を有しないものに限る。)である場合(ア)に規定する額に(イ)に規定する額を加算した額。
- ア 認定の対象が住宅の単位住戸(住宅の部分の一の住戸をいう。以下この項、次項及び477の2の3の項から477の2の5の項までにおいて同じ。)である場合 (ア)又は(イ)に規定する額
 - (ア) 申請に係る単位住戸 が1の場合 4,000円
 - (イ) 申請に係る単位住戸 が2以上の場合 当該 単位住戸の床面積の合 計が300平方メートル 未満のときは8,000円, 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満

- ただし、共用部分に係る 数値を用いない方法によ る場合にあっては、(ア)に に規定する額
- (ア) 申請に係る建築物に 含まれる住戸の合計が 5以下のときは9,000円, 5を超え10以下のとき は15,000円, 10を超え 25以下のときは26,000 円, 25を超え50以下の ときは43,000円, 50を 超え100以下のときは 77,000円, 100を超え 200以下のときは 122,000円, 200を超え 300以下のときは 154,000円, 300を超え るときは166,000円
- (イ) 申請に係る建築物の 共用部分の床面積の合 計が300平方メートル 以下のときは9,000円, 300平方メートルを超 え2,000平方メートル以 下のときは26,000円. 2,000平方メートルを超 え5,000平方メートル以 下のときは76.000円. 5,000平方メートルを超 え10,000平方メートル 以下のときは121,000円, 10.000平方メートルを 超え25.000平方メート ル以下のときは154,000 円, 25,000平方メー トルを超えるときは 193.000円

を

ウ 認定の対象が住宅以外 の建築物である場合 当 該建築物の床面積の合計 が300平方メートル以下 のときは9,000円,300平 方メートルを超え2,000平 方メートル以下のときは 26,000円,2,000平方メー トルを超え5,000平方メー トル以下のときは76,000

- のときは17,000円, 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のときは37,000円, 5,000平方メートル以上 のときは67,000円
- イ 認定の対象が住宅であ る場合(認定の対象が2 以上の単位住戸を有する 住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積 (共用部分に係る数値を 用いない方法による場合 にあっては、共用部分の 床面積を除く。) の合計 が300平方メートル未満 のときは8,000円,300平 方メートル以上2,000平 方メートル未満のときは 17,000円, 2,000平方メー トル以上5,000平方メート ル未満のときは37,000円, 5,000平方メートル以上の ときは67,000円
- ウ 認定の対象が住宅以外 の建築物である場合 申 請に係る建築物の床面積 の合計が300平方メート ル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満の ときは14,000円、1,000平 方メートル以上2,000平方 メートル未満のときは 22.000円. 2.000平方メー トル以上5,000平方メート ル未満のときは67,000円, 5.000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のときは106,000円, 10.000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のときは133,000円, 25,000平方メートル以上 のときは167,000円
- エ 認定の対象が住宅及び 住宅以外の部分を有する 建築物である場合 申請

に、

- 円,5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは121,000円,10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のときは154,000円,25,000平方メートルを超えるときは193,000円
- エ 認定の対象が住宅(当 該建築物における住戸の 総数が2以上のものに限 る。)及び住宅以外の部 分を有する建築物全体の ある場合 当該建築物の 住戸の総数及び当該建筑 物の共用部分の床面積の 合計に応じてイの規定に より算出した額に,住宅 以外の部分の床面積に は外の部分の床面積に はり算出した額を加算した 額

П

に係る建築物の住宅の部 分の床面積(共用部分に 係る数値を用いない方法 による場合にあっては、 共用部分の床面積を除 く。)の合計に応じてイ の規定により算出した額 に、住宅以外の部分の床 面積の合計に応じてウの 規定により算出した額を 加算した額

- ア 認定の対象が住宅の単 位住戸である場合 (ア)又 は(イ)に規定する額
 - (ア) 申請に係る単位住戸が1の場合 当該単位 住戸の床面積が200平 方メートル未満のとき は28,000円,200平方 メートル以上のときは 32,000円
 - (イ) 申請に係る単位住戸が2以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートルよ満のときは163,000円、5,000平方メートル以上のときは234,000円
- イ 認定の対象が住宅であ
- ア 認定の対象が住宅である場合(認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有する建築物全体の場合を除く。) 申請に係る住宅の戸数の合計が1のときは33,000円,2以上5以下のときは66,000円,5を超え10以下のと

きは93,000円,10を超え 25以下のときは131,000円, 25を超え50以下のときは 188,000円,50を超え100 以下のときは270,000円, 100を超え200以下のとき は365,000円,200を超え 300以下のときは479,000 円,300を超えるときは 563,000円

- イ 認定の対象が建築物全体(認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するものであって,住宅以外の部分を有しないものに限る。)である場合(ア)に規定する額に(イ)に規定する額を加算した額。ただし,共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては,(ア)に規定する額
 - (ア) 申請に係る建築物に 含まれる住戸の合計が 5以下のときは66,000 円,5を超え10以下の ときは93,000円,10 を超え25以下のときは 131,000円,25を超え50 以下のときは188,000 円,50を超え100以下 のときは270,000円,100 を超え200以下のとき は365,000円,200を 超え300以下のときは 479,000円,300を超え るときは563,000円
 - (イ) 申請に係る建築物の 共用部分の床面積の合 計が300平方メートル 以下のときは105,000円, 300平方メートルを超 え2,000平方メートル以 下のときは173,000円, 2,000平方メートルを超 え5,000平方メートル以 下のときは269,000円, 5,000平方メートルを超

る場合(認定の対象が2 以上の単位住戸を有する 住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積 (共用部分に係る数値を 用いない方法による場合 にあっては, 共用部分の 床面積を除く。) の合計 が300平方メートル未満 のときは57,000円,300 平方メートル以上2,000平 方メートル未満のときは 96,000円, 2,000平方メー トル以上5,000平方メート ル未満のときは163,000 円, 5,000平方メートル以 上のときは234,000円

- ウ 認定の対象が住宅以外 の建築物である場合 (ア) 又は(イ)に規定する額
 - (ア) 申請に係る建築物に ついて、誘導基準に適 合しているかどうかの 基準が、建築物エネル ギー消費性能基準等を 定める省令(平成28年 経済産業省 国土交通省

以下この項から477の 2の6の項までにお いて「省令」という。) 第1条第1項第1号た だし書に定める方法又 は同号イに定める基準 (以下この項から477 の2の2の項まで、477 の2の5の項及び477 の2の6の項において 「標準入力法・主要室 入力法」という。) に よる場合 当該建築物 の床面積の合計が300 平方メートル未満のと きは189,000円、300平 方メートル以上1,000平 方メートル未満のときは 237,000円, 1,000平方メ ートル以上2,000平方メ

に改め、同表の477の項中

- え10,000平方メートル以下のときは344,000円,10,000平方メートルを超え25,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のときは413,000円,25,000平方メートルを超えるときは481,000円
- ウ 認定の対象が住宅以外 の建築物である場合 当 該建築物の床面積の合計 が300平方メートル以下 のときは231,000円、300 平方メートルを超え2,000 平方メートル以下のとき は368,000円, 2,000平方 メートルを超え5,000平 方メートル以下のときは 524,000円, 5,000平方メー トルを超え10,000平方メ ートル以下のときは 642,000円、10,000平方メ ートルを超え25,000平方 メートル以下のときは 758,000円, 25,000平方メ ートルを超えるときは 865.000円
- 当戸の対象が住宅(当戸の対象が住宅を)対象が住宅を(主を)を対した。 対した を は と は と が と 以 び す 場 の に の 全 と な が み の 合 に と を な か の 合 に り は の で し れ の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な の に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に り な れ か に か れ

- ートル未満のときは 306,000円, 2,000平方メ ートル以上5,000平方メ ートル未満のときは 437,000円, 5,000平方メ ートル以上10,000平方 メートル未満のときは 538,000円, 10,000平方 メートル以上25,000平 方メートル未満のとき は636,000円, 25,000平 方メートル以上のとき は726,000円
- (イ) 申請に係る建築物に ついて、誘導基準に適 合しているかどうかの 基準が、省令第1条第 1項第1号口に定める 基準(以下この項から 477の2の2の項まで. 477の2の5の項及び 477の2の6の項にお いて「モデル建物法」 という。)による場合 当該建築物の床面積 の合計が300平方メー トル未満のときは72,000 円,300平方メートル 以上1,000平方メートル 未満のときは92,000円, 1.000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のときは121,000円, 2.000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のときは196,000円, 5.000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のときは257,000円, 10.000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のときは308,000円, 25.000平方メートル以 上のときは362,000円
- エ 認定の対象が住宅及び 住宅以外の部分を有する 建築物である場合 申請 に係る建築物の住宅の部

分の床面積(共用部分に 係る数値を用いない方法 による場合にあっては、 共用部分の床面積を除 く。)の合計に応じてイ の規定により算出した額 に、住宅以外の部分の床 面積の合計に応じてウの 規定により算出した額を 加算した額

- ア 認定の対象が住宅であ る場合(認定の対象とな る建築物が、2以上の住 戸を有する建築物全体の 場合を除く。) 申請に 係る住宅の戸数の合計が 1のときは2,000円, 2以 上5以下のときは4,000円, 5を超え10以下のときは 8,000円, 10を超え25以下 のときは13,000円, 25を超 え50以下のときは21,000 円,50を超え100以下の ときは38.000円、100を超 え200以下のときは61,000 円, 200を超え300以下の ときは77,000円、300を超 えるときは83,000円
- イ 認定の対象が建築物全体(認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するものであって,住宅以外の部分を有しないものに限る。)である場合(ア)に規定する額に(イ)に規定する額を加算した額。ただし、共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては、(ア)に規定する額
 - (ア) 申請に係る建築物に 含まれる住戸の合計が 5以下のときは4,000円, 5を超え10以下のとき は8,000円, 10を超え25 以下のときは13,000円,

- ア 認定の対象が住宅の単 位住戸である場合 (ア)又 は(イ)に規定する額
 - (ア) 申請に係る単位住戸 が1の場合 2,000円
 - (4) 申請に係る単位住戸が2以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル以上のときは19,000円、5,000平方メートル以上のときは33,000円
- イ 認定の対象が住宅であ る場合(認定の対象が2 以上の単位住戸を有する 住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積 (共用部分に係る数値を

- 25を超え50以下のときは21,000円,50を超え100以下のときは38,000円,100を超え200以下のときは61,000円,200を超え300以下のときは77,000円,300を超えるときは83,000円
- (イ) 申請に係る建築物の 共用部分の床面積の合 計が300平方メートル 以下のときは4,000円。 300平方メートルを超 え2.000平方メートル以 下のときは13,000円. 2,000平方メートルを超 え5.000平方メートル以 下のときは38,000円. 5,000平方メートルを超 え10.000平方メートル以 下のときは60,000円. 10.000平方メートルを 超え25,000平方メート ル以下のときは77,000 円、25,000平方メート ルを超えるときは96,000 Щ
- ウ 認定の対象が住宅以外 の建築物である場合 当 該建築物の床面積の合計 が300平方メートル以下 のときは4,000円,300平 方メートルを超え2,000平 方メートル以下のときは 13,000円, 2,000平方メー トルを超え5,000平方メー トル以下のときは38.000 円, 5,000平方メートルを 超え10,000平方メートル以 下のときは60,000円. 10.000平方メートルを超 え25,000平方メートル以 下のときは77.000円. 25,000平方メートルを超 えるときは96.000円
- エ 認定の対象が住宅(当 該建築物における住戸の 総数が2以上のものに限

用いない方法による場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル以上5,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは19,000円、5,000平方メートル以上のときは33,000円

- ウ 認定の対象が住宅以外 の建築物である場合 申 請に係る建築物の床面積 の合計が300平方メート ル未満のときは4.000円. 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満の ときは7.000円、1.000平方 メートル以上2,000平方メ ートル未満のときは11,000 円. 2.000平方メートル以 上5.000平方メートル未満 のときは33,000円, 5,000 平方メートル以上10.000 平方メートル未満のとき は53,000円, 10,000平方 メートル以上25.000平方 メートル未満のときは 67,000円、25,000平方メー トル以上のときは83,000 円
- エ 認定の対象が住宅及び 住宅以外の部分を有する 建築物である場合 申請 に係る建築物の住宅部分の床面積(共用いないて 係る数値を用いないては による場合にあっ積による場合にあっ積により算出したで に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてかの 規定により算出した額を 加算した額

に、

る。)及び住宅以外の部 分を有する建築物全体で ある場合 当該建築物の 住戸の総数及び当該建築 物の共用部分の床面積の 合計に応じてイの規定に より算出した額に,住宅 以外の部分の床面積の合 計に応じてウの規定により 算出した額を加算した 額

- ア 認定の対象が住宅であ る場合(認定の対象とな る建築物が2以上の住戸 を有する建築物全体の場 合を除く。) 申請に係 る住宅の戸数の合計が1 のときは16,000円、2以 上5以下のときは33,000 円. 5を超え10以下のと きは47,000円、10を超え 25以下のときは65.000円. 25を超え50以下のときは 94,000円, 50を超え100 以下のときは135.000円. 100を超え200以下のとき は183,000円, 200を超え 300以下のときは240,000 円、300を超えるときは 282,000円
- イ 認定の対象が建築物全体(認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するものであって,住宅以外の部分を有しないものに限る。)である場合(ア)に規定する額に(イ)に規定する額を加算した額。ただし、共用部分に係る数値を用いない方法によ

ア 認定の対象が住宅の単 位住戸である場合 (ア)又 は(イ)に規定する額

Γ

- (ア) 申請に係る単位住戸が1の場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円,200平方メートル以上のときは16,000円
- (4) 申請に係る単位住戸が2以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートルは上2,000平方メートル以上5,000平方メートル以上5,000平方メートル以上のときは117,000円
- イ 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2 以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平

- る場合にあっては、(ア)に 規定する額
- (ア) 申請に係る建築物に含まれる住戸の合計が5以下のときは33,000円,5を超え10以下のときは47,000円,10を超え25以下のときは65,000円,25を超え50以下のときは94,000円,50を超え100以下のときは135,000円,100を超え200以下のときは183,000円,200を超え300以下のときは240,000円,300を超えるときは282,000円
- (イ) 申請に係る建築物の 共用部分の床面積の合 計が300平方メートル 以下のときは52,000円, 300平方メートルを超 え2,000平方メートル以 下のときは86,000円, 2,000平方メートルを超 え5,000平方メートル以 下のときは134,000円, 5,000平方メートルを 超え10,000平方メート ル以下のときは172,000 円, 10,000平方メート ルを超え25,000平方 メートル以下のときは 206,000円, 25,000平方 メートルを超えるとき は240,000円

を

ウ 認定の対象が住宅以外 の建築物である場合 当 該建築物の床面積の合計 が300平方メートル以下 のときは115,000円,300 平方メートルを超え2,000 平方メートル以下のとき は184,000円,2,000平方 メートルを超え5,000平 方メートル以下のときは 262,000円,5,000平方メ ートルを超え10,000平

- 方メートル未満のときは 48,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メート ル未満のときは82,000円, 5,000平方メートル以上の ときは117,000円
- ウ 認定の対象が住宅以外 の建築物である場合 (ア) 又は(イ)に規定する額
 - (ア) 申請に係る建築物に ついて, 誘導基準に適 合しているかどうかの 基準が、省令第1条第 1項第1号ただし書に 定める方法又は標準入 力法・主要室入力法に よる場合 当該建築物 の床面積の合計が300 平方メートル未満のと きは95,000円、300平 方メートル以上1,000平 方メートル未満のとき は119,000円、1,000平方 メートル以上2,000平方 メートル未満のときは 153,000円, 2,000平方メ ートル以上5,000平方メ ートル未満のときは 218,000円, 5,000平方メ ートル以上10,000平方 メートル未満のときは 269,000円、10,000平方 メートル以上25,000平 方メートル未満のとき は318,000円, 25,000平 方メートル以上のとき は363.000円
 - (イ) 申請に係る建築物に ついて,誘導基準に適 合しているかどうかの 基準が,モデル建物法 による場合 当該建築 物の床面積の合計が300 平方メートル未満のと きは36,000円,300平方 メートルよ満のときは 46,000円,1,000平方メ

に改め、同表の477の2の項中「建築物工

- 方メートル以下のときは321,000円,10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のときは379,000円,25,000平方メートルを超えるときは433,000円
- エ 認定の対象が住宅(当 該建築物における住戸の 総数が2以上のものに限 る。)及び住宅以外の部 分を有する建築物全体の ある場合 当該建築物 住戸の総数及び当該建 物の共用部分の床面積の 合計に応じてイの規定に より算出した額に, 住宅 以外の部分の床面積に は外の部分の床面積に はり算出した額を加算した 額
- ートル以上2,000平方メートル未満のときは61,000円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル以上5,000平方メートル以上10,000平方メートル以上10,000平方メートル以上25,000平方メートル以上25,000平方メートル以上25,000平方メートルよ満のときは154,000円,25,000平方メートル以上のときは181,000円
- エ 認定の対象が住宅及び 住宅以外の部分を有する 建築物である場合 申請 に係る建築物の住宅の所 係る数値を用いないて 係る数値を用いないて による場合にあっ積 による場合にあっ積 による場合にあって で の規定により算出した額 に、住宅以外の部分の床 面積の合計に応じて の 規定により算出した額 規定により算出した額を 加算した額

ネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年 経済産業省 令第1号。以下この項及び477の2の3の項から477の2 国土交通省 の5の項までにおいて「省令」という。)第1条第1号イに定める基準(以下この項、次項、477の2の5の項及び477 の2の6の項において「標準入力法・主要室入力法」という。)」を「省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法 又は標準入力法・主要室入力法」に、「2,000平方メートル未満のときは36,000円」を「1,000平方メートル未満のときは 26,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円」に、「省令第1条第1号口に定める基準(以 下この項,次項,477の2の5の項及び477の2の6の項において「モデル建物法」という。)」を「モデル建物法」に、 「2,000平方メートル未満のときは31,000円」を「1,000平方メートル未満のときは22,000円、1,000平方メートル以上2,000 平方メートル未満のときは31,000円」に、「標準入力法・主要室入力法に」を「省令第1条第1項第1号ただし書に定め る方法又は標準入力法・主要室入力法に」に、「2,000平方メートル未満のときは306,000円」を「1,000平方メートル未満 のときは237,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円」に、「2,000平方メートル未満の ときは121,000円」を「1,000平方メートル未満のときは92,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき は121,000円」に改め、同表の477の2の2の項中「標準入力法・主要室入力法」を「省令第1条第1項第1号ただし書 に定める方法又は標準入力法・主要室入力法」に、「2,000平方メートル未満のときは18,000円」を「1,000平方メートル 未満のときは13,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは18,000円」に、「2,000平方メートル未満 のときは16,000円」を「1,000平方メートル未満のときは11,000円. 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき は16,000円」に、「2,000平方メートル未満のときは153,000円」を「1,000平方メートル未満のときは119,000円、1,000平方

メートル以上2,000平方メートル未満のときは153,000円」に、「2,000平方メートル未満のときは61,000円」を「1,000平方 メートル未満のときは46,000円. 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは61,000円」に改め、同表の477の 2の3の項中「(住宅の部分の一の住戸をいう。以下この項から477の2の5の項までにおいて同じ。)」を削り、「2,000 平方メートル未満のときは22,000円」を「1,000平方メートル未満のときは14,000円、1,000平方メートル以上2,000平方 メートル未満のときは22,000円」に、「第10条第1号イ(1)」を「第10条第1号ただし書に定める方法又は同号イ(1)」に、 「2.000平方メートル未満のときは306.000円」を「1.000平方メートル未満のときは237.000円. 1.000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のときは306,000円」に、「2,000平方メートル未満のときは121,000円」を「1,000平方メートル未 満のときは92,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円」に改め、同表の477の2の4の 項中「2.000平方メートル未満のときは11.000円」を「1.000平方メートル未満のときは7.000円、1.000平方メートル以上 2.000平方メートル未満のときは11,000円」に、「標準入力法・主要室入力法」を「省令第10条第1号ただし書に定める方 法又は標準入力法・主要室入力法」に、「2,000平方メートル未満のときは153,000円」を「1,000平方メートル未満のとき は119,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは153,000円」に、「2,000平方メートル未満のときは 61,000円」を「1,000平方メートル未満のときは46,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは61,000 円」に改め、同表の477の2の5の項中「2,000平方メートル未満のときは22,000円」を「1,000平方メートル未満のとき は14,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは22,000円」に、「第1条第2号イ(3)」を「第1条第1 項第2号イ(2/i)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(3)」に、「標準入力法・主要室入力法」を「省令第1条第1項第1号 ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法」に、「2,000平方メートル未満のときは306,000円」を「1,000平方 メートル未満のときは237,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円」に、「2,000平方メー トル未満のときは121,000円」を「1,000平方メートル未満のときは92,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル 未満のときは121,000円 | に改め、同表の477の2の6の項中「標準入力法・主要室入力法 | を「省令第1条第1項第1 号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法」に、「2,000平方メートル未満のときは18,000円」を「1,000平 方メートル未満のときは13,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは18,000円」に、「2,000平方メー トル未満のときは16,000円」を「1,000平方メートル未満のときは11,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未 満のときは16,000円」に、「2,000平方メートル未満のときは153,000円」を「1,000平方メートル未満のときは119,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは153,000円」に、「2,000平方メートル未満のときは61,000円」を 「1.000平方メートル未満のときは46.000円、1.000平方メートル以上2.000平方メートル未満のときは61.000円 に改める。 第2条 茨城県手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第1の123の項の次に次のように加える。

123の2 医薬品,医療機器等の品質,有効性 及び安全性の確保等に関する法律第6条の2 第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定の 申請に対する審査	地域連携薬局認定申請手数料	11,000円
123の3 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性 及び安全性の確保等に関する法律第6条の2 第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の 更新の申請に対する審査	地域連携薬局認定更新申請手数料	11,000円
123の4 医薬品,医療機器等の品質,有効性 及び安全性の確保等に関する法律第6条の3 第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局 の認定の申請に対する審査	専門医療機関連携薬局認定申請手 数料	11,000円
123の5 医薬品,医療機器等の品質,有効性	専門医療機関連携薬局認定更新申	11,000円

及び安全性の確保等に関する法律第6条の3 第5項の規定に基づく専門医療機関連携薬局 の認定の更新の申請に対する審査

別表第1の129の5の項中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表の129の7の項中「第40条の5第4項」を「第40条の5第6項」に改め、同表の129の8の項中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同表の129の9の項中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

129の10 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性 及び安全性の確保等に関する法律施行令第2 条の8第1項の規定に基づく地域連携薬局又 は専門医療機関連携薬局の認定証の書換え交 付	地域連携薬局又は専門医療機関連 携薬局の認定証の書換え交付手数 料	2,300円
129の11 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性 及び安全性の確保等に関する法律施行令第2 条の9第1項の規定に基づく地域連携薬局又 は専門医療機関連携薬局の認定証の再交付	地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の再交付手数料	3,000円

別表第1の130の項中「又は第12条第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業又は製造業の許可証」を「若しくは第12条第1項又は第16条の4第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造販売業若しくは製造業の許可証又は保管のみを行う製造所の登録証」に、「医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業又は製造業の許可証の書換え交付手数料」を「医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造販売業若しくは製造業の許可証又は保管のみを行う製造所の登録証の書換え交付手数料」に改め、同表の131の項中「又は第13条第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業又は製造業の許可証」を「若しくは第13条第1項又は第16条の5第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造販売業又は製造業の許可証又は保管のみを行う製造所の登録証」に、「医薬品、医薬部外品者しくは化粧品の製造販売業又は製造業の許可証の再交付手数料」を「医薬品、医薬部外品者しくは化粧品の製造販売業又は製造業の許可証の再交付手数料」を「医薬品、医薬部外品者しくは化粧品の製造販売業者しくは製造業の許可証の再交付手数料」を「医薬品、医薬部外品者しくは化粧品の製造販売業者しくは製造業の許可証の再交付手数料」を「医薬品、医薬部外品者しくは化粧品の製造販売業者しくは製造業の許可証又は保管のみを行う製造所の登録証の再交付手数料」に改め、同表中131の5の項を131の7の項とし、131の2の項から131の4の項までを131の4の項から131の6の項までとし、131の項の次に次のように加える。

131の2 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性 及び安全性の確保等に関する法律施行令第26 条の4第1項の規定に基づく基準確認証の書 換え交付	基準確認証書換え交付手数料	2,300円
131の3 医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第26条の5第1項の規定に基づく基準確認証の再交付	基準確認証再交付手数料	3,000円

別表第1の138の項から140の項までの規定中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同表の142の項中「及び157の項」を「、157の項、161の2の項及び161の4の項」に改め、同表の143の項中「及び158の項」を「、158の項、161の3の項及び161の5の項」に改め、同表の146の項から148の項までの規定中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同表の150の項から152の項までの規定中「第13条第6項」を「第13条第8項」に改め、同表の153の項を次のように改める。

153 医薬品, 医療	機器等の品質,有効性及び	医薬品の保管のみを行う製造所の	38,100円
-------------	--------------	-----------------	---------

安全性の	確保等に関する法律施行令第80条の規	登録申請手数料	
定に基づ	「く医薬品, 医療機器等の品質, 有効性		
及び安全	性の確保等に関する法律第13条の2の		
2第1項	に規定する医薬品の保管のみを行う製		
造所の登	録の申請に対する審査		

別表第1の153の項の次に次のように加える。

153の2 医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定に基づく医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第1項に規定する医薬部外品の保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査	医薬部外品の保管のみを行う製造 所の登録申請手数料	27,000円
153の3 医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定に基づく医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第1項に規定する化粧品の保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査	化粧品の保管のみを行う製造所の 登録申請手数料	27,000円
153の4 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性 及び安全性の確保等に関する法律施行令第80 条の規定に基づく医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第13 条の2の2第4項に規定する医薬品の保管の みを行う製造所の登録の更新の申請に対する 審査	医薬品の保管のみを行う製造所の 登録更新申請手数料	29,000円
153の5 医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定に基づく医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第4項に規定する医薬部外品の保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査	医薬部外品の保管のみを行う製造 所の登録更新申請手数料	22,600円
153の6 医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定に基づく医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第4項に規定する化粧品の保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査	化粧品の保管のみを行う製造所の 登録更新申請手数料	22,600円

別表第 1 の157の項中「同条第13項」を「同条第15項」に、「又は第13項」を「又は第15項」に、「((3)」を「((3)及び(4)」に、

(3) 医薬品の製造工程のうち 包装,表示若しくは保管の みを行う場合又は医薬品の

- (3) 医薬品の製造工程のうち 包装、表示若しくは保管の みを行う場合又は医薬品の 試験検査のみを行う場合に 係る新規医薬品適合性調査 にあっては24.800円
- (4) 無菌医薬品の製造工程の 全部又は一部を行う場合に 係る定期医薬品適合性調査 (医薬品, 医療機器等の品 質、有効性及び安全性の確 保等に関する法律第14条第 7項の規定による調査(同 条第1項の規定による医薬 品の製造販売についての承 認を受けようとするとき に受けなければならないも のを除く。) 又は同法第80 条第1項の規定による調査 (医薬品の製造をしようと するときに受けなければな らないものを除く。)をい う。以下この項において同 じ。)((6)に掲げるものを除 く。) であって当該定期医 薬品適合性調査に係る医薬 品の品目の数が1であるも のにあっては160,500円, 2 以上であるものにあっては 160,500円に1を超える品目 の数に3,800円を乗じて得た 額を加算した額
- (5) 無菌医薬品以外の医薬品の製造工程の全部又は一部を行う場合に係る定期医薬品適合性調査((6)に掲げるものを除く。) であって当該定期医薬品適合性調査に係る医薬品の品目の数が1であるものにあっては111,000円、2以上であるものにあっては111,000円に1を超える品目の数に2,300円を乗じて得た額を加算した額
- (6) 医薬品の製造工程のうち 包装,表示若しくは保管の

- 試験検査のみを行う場合に 係る新規医薬品適合性調査 ((4)に掲げるものを除く。) にあっては24.800円
- (4) 医薬品の製造工程のうち 保管(医薬品,医療機器等 の品質,有効性及び安全性 の確保等に関する法律第13 条の2の2第1項に規定す る保管をいう。)のみを行 う場合に係る新規医薬品適 合性調査にあっては24,800 円
- (5) 無菌医薬品の製造工程の 全部又は一部を行う場合に 係る定期医薬品適合性調査 (医薬品, 医療機器等の品 質、有効性及び安全性の確 保等に関する法律第14条第 7項の規定による調査(同 条第1項の規定による医薬 品の製造販売についての承 認を受けようとするときに 受けなければならないもの を除く。) 又は同法第80条 第1項の規定による調査 (医薬品の製造をしようと するときに受けなければな らないものを除く。)をい う。以下この項において同 じ。)((7)及び(8)に掲げる ものを除く。) にあっては 156,700円に、3,800円に当該 調査に係る品目数を乗じて 得た額を加算した額
- (6) 無菌医薬品以外の医薬品の製造工程の全部又は一部を行う場合に係る定期医薬品適合性調査((7)及び(8)に掲げるものを除く。)にあっては108,700円に,2,300円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額
- (7) 医薬品の製造工程のうち 包装,表示若しくは保管の みを行う場合又は医薬品の 試験検査のみを行う場合に 係る定期医薬品適合性調査

に改め、同表の158の項中「同条第13項」を

みを行う場合又は医薬品の 試験検査のみを行う場合に 係る定期医薬品適合性調査 であって当該定期医薬品適 合性調査に係る医薬品の品 目の数が1であるものにあ っては60,000円、2以上で あるものにあっては60,000 円に1を超える品目の数に 600円を乗じて得た額を加 算した額

- ((8)に掲げるものを除く。) にあっては59,400円に,600 円に当該調査に係る品目数 を乗じて得た額を加算した 額
- (8) 医薬品の製造工程のうち 保管(医薬品,医療機器等 の品質,有効性及び安全性 の確保等に関する法律第13 条の2の2第1項に規定す る保管をいう。)のみを行 う場合に係る定期医薬品適 合性調査にあっては59,400 円に,600円に当該調査に 係る品目数を乗じて得た額 を加算した額

「同条第15項」に、「又は第13項」を「又は第15項」に、「((3)」を「((3)及び(4)」に、

- (3) 医薬部外品の製造工程の うち包装,表示若しくは保 管のみを行う場合又は医薬 部外品の試験検査のみを行 う場合に係る新規医薬部外 品適合性調査にあっては 24.800円
- (4) 無菌医薬部外品の製造工 程の全部又は一部を行う場 合に係る定期医薬部外品適 合性調査 (医薬品, 医療機 器等の品質,有効性及び安 全性の確保等に関する法律 第14条第7項の規定による 調査(同条第1項の規定に よる医薬部外品の製造販売 についての承認を受けよう とするときに受けなければ ならないものを除く。)又 は同法第80条第1項の規定 による調査(医薬部外品の 製造をしようとするときに 受けなければならないもの を除く。)をいう。以下こ の項において同じ。)((6)
- (3) 医薬部外品の製造工程の うち包装、表示若しくは保 管のみを行う場合又は医薬 部外品の試験検査のみを行 う場合に係る新規医薬部外 品適合性調査((4)に掲げる ものを除く。) にあっては 24,800円
- (4) 医薬部外品の製造工程の うち保管(医薬品,医療機 器等の品質,有効性及び安 全性の確保等に関する法律 第13条の2の2第1項に規 定する保管をいう。)のみ を行う場合に係る新規医薬 部外品適合性調査にあって は24,800円
- (5) 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う場合に係る定期医薬部外品適合性調査(医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第7項の規定による調査(同条第1項の規定による調査(同条第1項の規定によると変薬部外品の製造販売についての承認を受けようとするときに受けなければならないものを除く。)又

- に掲げるものを除く。) で あって当該定期医薬部外品 適合性調査に係る医薬部外 品の品目の数が1であるも のにあっては160,500円, 2 以上であるものにあっては 160.500円に1を超える品目 の数に3,800円を乗じて得た 額を加算した額
- (5) 無菌医薬部外品以外の医 薬部外品の製造工程の全部 又は一部を行う場合に係る 定期医薬部外品適合性調査 ((6)に掲げるものを除く。) であって当該定期医薬部外 品適合性調査に係る医薬部 外品の品目の数が1である ものにあっては111,000円. 2以上であるものにあって は111,000円に1を超える品 目の数に2,300円を乗じて得 た額を加算した額
- (6) 医薬部外品の製造工程の うち包装,表示若しくは保 管のみを行う場合又は医薬 部外品の試験検査のみを行 う場合に係る定期医薬部外 品適合性調査であって当該 定期医薬部外品適合性調査 に係る医薬部外品の品目の 数が1であるものにあって は60,000円, 2以上である ものにあっては60,000円に 1を超える品目の数に600 円を乗じて得た額を加算し た額

は同法第80条第1項の規定 による調査(医薬部外品の 製造をしようとするときに 受けなければならないもの を除く。)をいう。以下こ の項において同じ。)((7)及 び(8)に掲げるものを除く。) にあっては156.700円に. 3,800円に当該調査に係る品 目数を乗じて得た額を加算 した額

- (6) 無菌医薬部外品以外の医 薬部外品の製造工程の全部 又は一部を行う場合に係る 定期医薬部外品適合性調査 ((7)及び(8)に掲げるものを 除く。) にあっては108.700 円に、2,300円に当該調査に 係る品目数を乗じて得た額 を加算した額
- (7) 医薬部外品の製造工程の うち包装,表示若しくは保 管のみを行う場合又は医薬 部外品の試験検査のみを行 う場合に係る定期医薬部外 品適合性調査((8)に掲げる ものを除く。) にあっては 59.400円に、600円に当該調 査に係る品目数を乗じて得 た額を加算した額
- (8) 医薬部外品の製造工程の うち保管 (医薬品, 医療機 器等の品質. 有効性及び安 全性の確保等に関する法律 第13条の2の2第1項に規 定する保管をいう。)のみ を行う場合に係る定期医薬 部外品適合性調査にあって は59.400円に、600円に当該 調査に係る品目数を乗じて 得た額を加算した額

に改め、同表の160の項及び161の項中「第

14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同項の次に次のように加える。

161の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性 医薬品区分適合性調査手数料 及び安全性の確保等に関する法律施行令第80 条の規定に基づく医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第14

(1) 無菌医薬品の製造工程の うち無菌原薬を製造する区 分(当該区分に係る製造所 において(2)又は(3)に掲げる 条の2第2項に規定する医薬品に係る区分適 合性調査

- 医薬品の包装,表示又は保管のみを行う場合を含む。)に係る区分適合性調査 (10)及び(11)に掲げるものを除く。) にあっては146,700円に,3,800円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額及び10,000円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額
- (2) 無菌医薬品の製造工程の うち最終滅菌法により無菌 製剤を製造する区分(当該 区分に係る製造所において (1)又は(3)に掲げる医薬品の 包装,表示又は保管のみを 行う場合を含む。)に係る 区分適合性調査((10)及び(1) に掲げるものを除く。)に あっては146,700円に,3,800 円に当該調査に係る品目数 を乗じて得た額及び10,000 円に当該調査に係る製造販 売業者の数を乗じて得た額 を加算した額
- (3) 無菌医薬品の製造工程の うち無菌操作法により無菌 製剤を製造する区分(当該 区分に係る製造所において (1)又は(2)に掲げる医薬品の 包装,表示又は保管のみを 行う場合を含む。)に係る 区分適合性調査(い)及び(1) に掲げるものを除く。)に あっては146,700円に,3,800 円に当該調査に係る品目数 を乗じて得た額及び10,000 円に当該調査に係る製造販 売業者の数を乗じて得た額 を加算した額
- (4) 無菌医薬品以外の医薬品の製造工程のうち原薬((5)に掲げる医薬品を除く。)を製造する区分(当該区分に係る製造所において(5)から(9)までに掲げる医薬品の包装,表示又は保管のみを行う場合を含む。)に係る区分適合性調査(10)及び(11)

- に掲げるものを除く。)に あっては98,700円に, 2,300 円に当該調査に係る品目数 を乗じて得た額を加算した 額及び10,000円に当該調査 に係る製造販売業者の数を 乗じて得た額を加算した額
- (5) 無菌医薬品以外の医薬品 の製造工程のうち原薬(生 薬を原料とする医薬品に限 る。) を製造する区分(当 該区分に係る製造所におい て(4)又は(6)から(9)までに掲 げる医薬品の包装,表示又 は保管のみを行う場合を含 む。) に係る区分適合性調 査((10)及び(11)に掲げるもの を除く。) にあっては98,700 円に, 2,300円に当該調査に 係る品目数を乗じて得た額 を加算した額及び10,000円 に当該調査に係る製造販売 業者の数を乗じて得た額を 加算した額
- (6) 無菌医薬品以外の医薬品 の製造工程のうち生薬製剤 を製造する区分(当該区分 に係る製造所において(4). (5)又は(7)から(9)までに掲げ る医薬品の包装,表示又は 保管のみを行う場合を含む。) に係る区分適合性調査(10) 及び(11)に掲げるものを除く。) にあっては98,700円に. 2,300円に当該調査に係る品 目数を乗じて得た額を加算 した額及び10.000円に当該 調査に係る製造販売業者の 数を乗じて得た額を加算し た額
- (7) 無菌医薬品以外の医薬品の製造工程のうち固形製剤((6)に掲げる医薬品を除く。)を製造する区分(当該区分に係る製造所において(4)から(6)まで、(8)又は(9)に掲げる医薬品の包装、表示又は保管のみを行う場合を含む。)に係る区分適合性調査((10)

- 及び(11)に掲げるものを除く。) にあっては98,700円に, 2,300円に当該調査に係る品 目数を乗じて得た額を加算 した額及び10,000円に当該 調査に係る製造販売業者の 数を乗じて得た額を加算し た額
- (8) 無菌医薬品以外の医薬品 の製造工程のうち半固形製 剤((6)に掲げる医薬品を除 く。)を製造する区分(当 該区分に係る製造所におい て(4)から(7)まで又は(9)に掲 げる医薬品の包装,表示又 は保管のみを行う場合を含 む。) に係る区分適合性調 査((10)及び(11)に掲げるもの を除く。) にあっては98,700 円に, 2,300円に当該調査に 係る品目数を乗じて得た額 を加算した額及び10,000円 に当該調査に係る製造販売 業者の数を乗じて得た額を 加算した額
- (9) 無菌医薬品以外の医薬品 の製造工程のうち液剤((6) に掲げる医薬品を除く。) を製造する区分(当該区分 に係る製造所において(4)か ら(8)までに掲げる医薬品の 包装、表示又は保管のみを 行う場合を含む。) に係る 区分適合性調査(10)及び(11) に掲げるものを除く。)に あっては98,700円に、2,300 円に当該調査に係る品目数 を乗じて得た額を加算した 額及び10,000円に当該調査 に係る製造販売業者の数を 乗じて得た額を加算した額
- (10) 医薬品の製造工程のうち 包装,表示又は保管のみを 行う区分に係る区分適合性 調査((11)に掲げるものを除 く。) にあっては49,400円 に,600円に当該調査に係 る品目数を乗じて得た額を 加算した額及び10,000円に

当該調査に係る製造販売業 者の数を乗じて得た額を加 算した額

(11) 医薬品の製造工程のうち 保管(医薬品,医療機器等 の品質,有効性及び安全性 の確保等に関する法律第13 条の2の2第1項に規定す る保管をいう。)のみを行 う区分に係る区分適合性調 査にあっては49,400円に, 600円に当該調査に係る品 目数を乗じて得た額を加算 した額及び10,000円に当該 調査に係る製造販売業者の 数を乗じて得た額を加算し た額

161の3 医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定に基づく医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の2第2項に規定する医薬部外品に係る区分適合性調査

医薬部外品区分適合性調査手数料 (1) 無菌医薬部外品の製造工

- 1) 無菌医薬部外品の製造工程のうち無菌原薬を製造する区分(当該区分に係る製造所において(2)又は(3)に掲げる医薬部外品の包装,表示又は保管のみを行う場合を含む。)に係る区分適合性調査((10)及び(11)に掲げるものを除く。)にあっては146,700円に,3,800円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額及び10,000円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額
- (2) 無菌医薬部外品の製造工程のうち最終滅菌法により無菌製剤を製造する区分(当該区分に係る製造所において(1)又は(3)に掲げる医薬部外品の包装,表示又は保管のみを行う場合を含む。)に係る区分適合性調査(10)及び(11)に掲げるものを除く。)にあっては146,700円に、3,800円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額及び10,000円に当該調査に係る報告販売業者の数を乗じて得た額を加算した額
- (3) 無菌医薬部外品の製造工

- 程のうち無菌操作法により 無菌製剤を製造する区分 (当該区分に係る製造所に おいて(1)又は(2)に掲げる医 薬部外品の包装,表示又は 保管のみを行う場合を含む。) に係る区分適合性調査 (10) 及び(11)に掲げるものを除く。) にあっては146,700円に, 3,800円に当該調査に係る品 目数を乗じて得た額及び 10,000円に当該調査に係る 製造販売業者の数を乗じて 得た額を加算した額
- (4) 無菌医薬部外品以外の医 薬部外品の製造工程のうち 原薬 ((5)に掲げる医薬部外 品を除く。) を製造する区 分(当該区分に係る製造所 において(5)から(9)までに掲 げる医薬部外品の包装,表 示又は保管のみを行う場合 を含む。) に係る区分適合 性調査 ((10)及び(11)に掲げる ものを除く。) にあっては 98,700円に、2,300円に当該 調査に係る品目数を乗じて 得た額を加算した額及び 10,000円に当該調査に係る 製造販売業者の数を乗じて 得た額を加算した額
- (5) 無菌医薬部外品以外の医 薬部外品の製造工程のうち 原薬(生薬を原料とする医 薬部外品に限る。)を製造 する区分(当該区分に係る 製造所において(4)又は(6)か ら(9)までに掲げる医薬部外 品の包装,表示又は保管の みを行う場合を含む。) に 係る区分適合性調査(10)及 び(11)に掲げるものを除く。) にあっては98,700円に, 2,300円に当該調査に係る品 目数を乗じて得た額を加算 した額及び10,000円に当該 調査に係る製造販売業者の 数を乗じて得た額を加算し た額

- (6) 無菌医薬部外品以外の医 薬部外品の製造工程のうち 生薬製剤を製造する区分 (当該区分に係る製造所に おいて(4), (5)又は(7)から(9) までに掲げる医薬部外品の 包装、表示又は保管のみを 行う場合を含む。) に係る 区分適合性調査(10)及び(11) に掲げるものを除く。)に あっては98,700円に、2,300 円に当該調査に係る品目数 を乗じて得た額を加算した 額及び10,000円に当該調査 に係る製造販売業者の数を 乗じて得た額を加算した額
- (7) 無菌医薬部外品以外の医 薬部外品の製造工程のうち 固形製剤 ((6)に掲げる医薬 部外品を除く。) を製造す る区分(当該区分に係る製 造所において(4)から(6)まで、 (8)又は(9)に掲げる医薬部外 品の包装,表示又は保管の みを行う場合を含む。) に 係る区分適合性調査(10)及 び(11)に掲げるものを除く。) にあっては98,700円に. 2,300円に当該調査に係る品 目数を乗じて得た額を加算 した額及び10,000円に当該調 査に係る製造販売業者の数 を乗じて得た額を加算した
- (8) 無菌医薬部外品以外の医薬部外品の製造工程のうち半固形製剤((6)に掲げる医薬部外品を除く。)を製造する区分(当該区分に係る製造所において(4)から(7)まで又は(9)に掲げる医薬部外品の包装,表示又は保管のみを行う場合を含む。)に係る区分適合性調査((10)及び(11)に掲げるものを除く。)にあっては98,700円に、2,300円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額及び10,000円に当該調

- 査に係る製造販売業者の数 を乗じて得た額を加算した
- (9) 無菌医薬部外品以外の医 薬部外品の製造工程のうち 液剤 ((6)に掲げる医薬部外 品を除く。)を製造する区 分(当該区分に係る製造所 において(4)から(8)までに掲 げる医薬部外品の包装.表 示又は保管のみを行う場合 を含む。) に係る区分適合 性調査 ((10)及び(11)に掲げる ものを除く。) にあっては 98,700円に、2,300円に当該 調査に係る品目数を乗じて 得た額を加算した額及び 10,000円に当該調査に係る 製造販売業者の数を乗じて 得た額を加算した額
- (10) 医薬部外品の製造工程の うち包装.表示又は保管の みを行う区分に係る区分適 合性調査 ((11)に掲げるもの を除く。) にあっては49,400 円に,600円に当該調査に 係る品目数を乗じて得た額 を加算した額及び10,000円 に当該調査に係る製造販売 業者の数を乗じて得た額を 加算した額
- (11) 医薬部外品の製造工程の うち保管 (医薬品, 医療機 器等の品質, 有効性及び安 全性の確保等に関する法律 第13条の2の2第1項に規 定する保管をいう。)のみ を行う区分に係る区分適合 性調査にあっては49,400円 に,600円に当該調査に係 る品目数を乗じて得た額を 加算した額及び10,000円に 当該調査に係る製造販売業 者の数を乗じて得た額を加 算した額

161の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性 医薬品適合性確認手数料 及び安全性の確保等に関する法律施行令第80 条の規定に基づく医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第14

(1) 無菌医薬品の製造工程の 全部又は一部を行う場合に 係る適合性確認 ((3)及び(4) に掲げるものを除く。)に

条の7の2第3項に規定する医薬品に係る適合性確認		あっては76,200円 (2) 無菌医薬品以外の医薬品の製造工程の全部又は一部を行う場合に係る適合性確認((3)及び(4)に掲げるものを除く。)にあっては49,200円 (3) 医薬品の製造工程のうち包装,表示若しくは医薬品の試験検査のみを行う場合に係る適合性確認((4)に掲げるものを除く。)にあっては24,800円 (4) 医薬品の製造工程のうち保管(医薬品のと変に関する法律等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第1項に規定する保管をいう。)のみを行う場合に係る適合性確認にあっては24,800円
161の5 医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定に基づく医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の7の2第3項に規定する医薬部外品に係る適合性確認	医薬部外品適合性確認手数料	(1) 無菌医薬部外品の製造工程の全部を行う場合に係る適合性確認((3)及び(4)に掲げるものの円(2) 無菌医薬制品の製造工程のののののでは不可能ではでは、100円ののででは、100円のででは、100円のででは、100円のででは、100円のでででは、100円のででは、100円のでででは、100円のでででは、100円のででででででででででででででででででででででででででででででででででで

別表第1の162の2の項中「第23条の2第2項」を「第23条の2第4項」に改め、同表の162の6の項中「第23条の20第2項」を「第23条の2084項」に改め、同表の164の項中「第40条の2第3項」を「第40条の2第4項」に改め、同表の165の項中「第40条の2第5項」を「第40条の2第5項」を「第40条の2850

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条の規定(別表第1の167の項から203の項までの改正規定に限る。) 令和3年6月1日
- (2) 第1条の規定(別表第1の412の項、413の項及び476の項から477の2の6の項までの改正規定に限る。) 令和3年4月1日
- (3) 第2条の規定 令和3年8月1日
- (4) 前3号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う準備行為に係る手数料の納付)

- 2 前項第3号に掲げる規定の施行の日前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第12条第7項の規定に基づき、改正法第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「新法」という。)第6条の2第1項又は第6条の3第1項の認定の申請に対する審査を依頼しようとする者は、地域連携薬局認定申請手数料又は専門医療機関連携薬局認定申請手数料として、1件につき11,000円を県に納めなければならない。
- 3 付則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に改正法附則第12条第9項の規定に基づき、新法第13条の2の2第1項 の登録の申請に対する審査を依頼しようとする者は、保管のみを行う製造所の登録申請手数料として、医薬品の保管 のみを行う場合にあっては1件につき38,100円を、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う場合にあっては1件につき 27,000円を県に納めなければならない。
- 4 付則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に改正法附則第12条第11項の規定に基づく確認の申請について、次の表の左欄に掲げる事務を依頼しようとする者は、同表の中欄に掲げる名称の手数料として、同表の右欄に掲げる金額を県に納めなければならない。

事	務	名	称	金	額
新法第14条の2第2項のる区分適合性調査	の規定に基づく医薬品に係	医薬品区分適合性	調査手数料	(1) 無菌医薬品 た医薬品 た医薬品の 質においう (1) 大医薬の (1) 大き (1) 大き	じ。)の製造 菌原交分に(3)に の包装係る で(2)又は(3)に の包ででは(3)に の包ででは、表合ででででででいる。 (11)にあっていまででは、 は、表のの円の乗りには、 は、表のの円の乗りには、 は、表のののででは、 は、表のののでは、 は、表のののでは、 は、表のののでは、 は、表のののでは、 は、表のののでは、 は、表のののでは、 は、表ののののでは、 は、表ののののでは、 は、表ののののでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、 は、またでは、

- 数を乗じて得た額を加算し た額
- (2) 無菌医薬品の製造工程の うち最終滅菌法により無菌 製剤を製造する区分(当該 区分に係る製造所において (1)又は(3)に掲げる医薬品の 包装,表示又は保管のみを 行う場合を含む。)に係る 区分適合性調査((10)及び(1) に掲げるものを除く。)に あっては146,700円に,3,800 円に当該調査に係る品目数 を乗じて得た額及び10,000 円に当該調査に係る製造販 売業者の数を乗じて得た額 を加算した額
- (3) 無菌医薬品の製造工程の うち無菌操作法により無菌 製剤を製造する区分(当該 区分に係る製造所において (1)又は(2)に掲げる医薬品の 包装,表示又は保管のみを 行う場合を含む。)に係る 区分適合性調査((10)及び(11) に掲げるものを除く。)に あっては146,700円に,3,800 円に当該調査に係る品目数 を乗じて得た額及び10,000 円に当該調査に係る製造販 売業者の数を乗じて得た額 を加算した額
- (4) 無菌医薬品以外の医薬品 の製造工程のうち原薬((5) に掲げる医薬品を除く。) を製造する区分(当該区分 に係る製造所において(5)か ら(9)までに掲げる医薬品の 包装,表示又は保管のみを 行う場合を含む。) に係る 区分適合性調査(10)及び(11) に掲げるものを除く。)に あっては98,700円に、2,300 円に当該調査に係る品目数 を乗じて得た額を加算した 額及び10,000円に当該調査 に係る製造販売業者の数を 乗じて得た額を加算した額 (5) 無菌医薬品以外の医薬品

- の製造工程のうち原薬(生 薬を原料とする医薬品に限 る。)を製造する区分(当 該区分に係る製造所におい て(4)又は(6)から(9)までに掲 げる医薬品の包装.表示又 は保管のみを行う場合を含 む。) に係る区分適合性調 査((10)及び(11)に掲げるもの を除く。) にあっては98,700 円に、2,300円に当該調査に 係る品目数を乗じて得た額 を加算した額及び10,000円 に当該調査に係る製造販売 業者の数を乗じて得た額を 加算した額
- (6) 無菌医薬品以外の医薬品 の製造工程のうち生薬製剤 を製造する区分(当該区分 に係る製造所において(4), (5)又は(7)から(9)までに掲げ る医薬品の包装.表示又は 保管のみを行う場合を含む。) に係る区分適合性調査(10) 及び(11)に掲げるものを除く。) にあっては98,700円に, 2,300円に当該調査に係る品 目数を乗じて得た額を加算 した額及び10.000円に当該 調査に係る製造販売業者の 数を乗じて得た額を加算し た額
- (7) 無菌医薬品以外の医薬品 の製造工程のうち固形製剤 ((6)に掲げる医薬品を除く。) を製造する区分(当該区分 に係る製造所において(4)か ら(6)まで、(8)又は(9)に掲げ る医薬品の包装,表示又は 保管のみを行う場合を含む。) に係る区分適合性調査(10) 及び(11)に掲げるものを除く。) にあっては98,700円に, 2.300円に当該調査に係る品 目数を乗じて得た額を加算 した額及び10,000円に当該 調査に係る製造販売業者の 数を乗じて得た額を加算し た額

- (8) 無菌医薬品以外の医薬品 の製造工程のうち半固形製 剤 ((6)に掲げる医薬品を除 く。)を製造する区分(当 該区分に係る製造所におい て(4)から(7)まで又は(9)に掲 げる医薬品の包装,表示又 は保管のみを行う場合を含 む。) に係る区分適合性調 査((10)及び(11)に掲げるもの を除く。) にあっては98,700 円に、2,300円に当該調査に 係る品目数を乗じて得た額 を加算した額及び10,000円 に当該調査に係る製造販売 業者の数を乗じて得た額を 加算した額
- (9) 無菌医薬品以外の医薬品 の製造工程のうち液剤((6) に掲げる医薬品を除く。) を製造する区分(当該区分 に係る製造所において(4)か ら(8)までに掲げる医薬品の 包装、表示又は保管のみを 行う場合を含む。) に係る 区分適合性調査(10)及び(11) に掲げるものを除く。) に あっては98,700円に、2,300 円に当該調査に係る品目数 を乗じて得た額を加算した 額及び10.000円に当該調査 に係る製造販売業者の数を 乗じて得た額を加算した額
- (10) 医薬品の製造工程のうち 包装,表示又は保管のみを 行う区分に係る区分適合性 調査((11)に掲げるものを除 く。) にあっては49,400円 に,600円に当該調査に係 る品目数を乗じて得た額を 加算した額及び10,000円に 当該調査に係る製造販売業 者の数を乗じて得た額を加 算した額
- (11) 医薬品の製造工程のうち 保管(新法第13条の2の2 第1項に規定する保管をい う。)のみを行う区分に係 る区分適合性調査にあって

		は49,400円に,600円に当該 調査に係る品目数を乗じて 得た額を加算した額及び 10,000円に当該調査に係る 製造販売業者の数を乗じて 得た額を加算した額
新法第14条の2第2項の規定に基づく医薬部外品に係る区分適合性調査	医薬部外品区分適合性調査手数料	(1) 無別の (11) に

- 3,800円に当該調査に係る品 目数を乗じて得た額及び 10,000円に当該調査に係る 製造販売業者の数を乗じて 得た額を加算した額
- (4) 無菌医薬部外品以外の医 薬部外品の製造工程のうち 原薬 ((5)に掲げる医薬部外 品を除く。) を製造する区 分(当該区分に係る製造所 において(5)から(9)までに 掲げる医薬部外品の包装,表 示又は保管のみを行う場合 を含む。) に係る区分適合 性調査((10)及び(11)に掲げる ものを除く。) にあっては 98,700円に、2,300円に当該 調査に係る品目数を乗じて 得た額を加算した額及び 10,000円に当該調査に係る 製造販売業者の数を乗じて 得た額を加算した額
- (5) 無菌医薬部外品以外の医 薬部外品の製造工程のうち 原薬(生薬を原料とする医 薬部外品に限る。)を製造 する区分(当該区分に係る 製造所において(4)又は(6)か ら(9)までに掲げる医薬部外 品の包装,表示又は保管の みを行う場合を含む。) に 係る区分適合性調査(約及 び(11)に掲げるものを除く。) にあっては98,700円に. 2,300円に当該調査に係る品 目数を乗じて得た額を加算 した額及び10.000円に当該 調査に係る製造販売業者の 数を乗じて得た額を加算し た額
- (6) 無菌医薬部外品以外の医薬部外品の製造工程のうち生薬製剤を製造する区分(当該区分に係る製造所において(4),(5)又は(7)から(9)までに掲げる医薬部外品の包装,表示又は保管のみを行う場合を含む。)に係る区分適合性調査((10)及び(11)

- に掲げるものを除く。)に あっては98,700円に, 2,300 円に当該調査に係る品目数 を乗じて得た額を加算した 額及び10,000円に当該調査 に係る製造販売業者の数を 乗じて得た額を加算した額
- (7) 無菌医薬部外品以外の医 薬部外品の製造工程のうち 固形製剤 ((6)に掲げる医薬 部外品を除く。) を製造す る区分(当該区分に係る製 造所において(4)から(6)まで、 (8)又は(9)に掲げる医薬部外 品の包装,表示又は保管の みを行う場合を含む。)に 係る区分適合性調査 (10)及 び(11)に掲げるものを除く。) にあっては98,700円に. 2,300円に当該調査に係る品 目数を乗じて得た額を加算 した額及び10.000円に当該調 査に係る製造販売業者の数 を乗じて得た額を加算した
- (8) 無菌医薬部外品以外の医 薬部外品の製造工程のうち 半固形製剤 ((6)に掲げる医 薬部外品を除く。)を製造 する区分(当該区分に係る 製造所において(4)から(7)ま で又は(9)に掲げる医薬部外 品の包装,表示又は保管の みを行う場合を含む。) に 係る区分適合性調査(10)及 び(11)に掲げるものを除く。) にあっては98.700円に. 2,300円に当該調査に係る品 目数を乗じて得た額を加算 した額及び10,000円に当該調 査に係る製造販売業者の数 を乗じて得た額を加算した
- (9) 無菌医薬部外品以外の医薬部外品の製造工程のうち液剤((6)に掲げる医薬部外品を除く。)を製造する区分(当該区分に係る製造所において(4)から(8)までに掲

げる医薬部外品の包装、表 示又は保管のみを行う場合 を含む。) に係る区分適合 性調査 ((10)及び(11)に掲げる ものを除く。) にあっては 98,700円に、2,300円に当該 調査に係る品目数を乗じて 得た額を加算した額及び 10.000円に当該調査に係る 製造販売業者の数を乗じて 得た額を加算した額 (10) 医薬部外品の製造工程の うち包装、表示又は保管の みを行う区分に係る区分適 合性調査 ((11)に掲げるもの を除く。) にあっては49.400 円に、600円に当該調査に 係る品目数を乗じて得た額 を加算した額及び10,000円 に当該調査に係る製造販売 業者の数を乗じて得た額を 加算した額 (11) 医薬部外品の製造工程の うち保管 (新法第13条の2 の2第1項に規定する保管 をいう。) のみを行う区分 に係る区分適合性調査にあ っては49,400円に、600円に 当該調査に係る品目数を乗 じて得た額を加算した額及 び10.000円に当該調査に係 る製造販売業者の数を乗じ て得た額を加算した額 新法第14条の7の2第3項の規定に基づく医薬品 医薬品適合性確認手数料 (1) 無菌医薬品 (無菌化され に係る適合性確認 た医薬品をいう。以下この 項において同じ。)の製造 工程の全部又は一部を行う 場合に係る適合性確認((3) 及び(4)に掲げるものを除く。) にあっては76.200円 (2) 無菌医薬品以外の医薬品 の製造工程の全部又は一部 を行う場合に係る適合性確 認 ((3)及び(4)に掲げるもの を除く。) にあっては49,200 (3) 医薬品の製造工程のうち 包装、表示若しくは保管の

		みを行う場合又は医薬品の 試験検査のみを行う場合に 係る適合性確認((4)に掲げ るものを除く。) にあって は24,800円 (4) 医薬品の製造工程のうち 保管(新法第13条の2の2 第1項に規定する保管をい う。) のみを行う場合に係 る適合性確認にあっては 24,800円
新法第14条の7の2第3項の規定に基づく医薬部外品に係る適合性確認	医薬部外品適合性確認手数料	(1) 無菌医薬部外品 (無菌化された医薬部外品で同じ。)の製造工程の全部又は一部を行う場合に係る適合性確認 ((3)及び(4)に掲げるものを除く。)にあっては76,200円 (2) 無菌医薬部外品以外の医薬部外品以外の医薬部外品以外の医薬部外品のを除く。)にあっては49,200円 (3) 医薬部外品の製造工程のうち包装,表示若しくは医薬部外品の試験検査のみを行う場合に係る適合性確認 ((4)に掲げるものを除る)にあっては24,800円 (4) 医薬部外品の製造工程のうち場合に係る適合性確認 ((4)に掲げるものを除く。)にあっては24,800円 (4) 医薬部外品の製造工程のうち場合に係る適合性確認にあっては24,800円 (4) に表記を行う場合に規定する保管をいう。)のみを行う場合に係る適合性確認にあっては24,800円

(茨城県証紙条例の一部改正)

5 茨城県証紙条例 (昭和39年茨城県条例第25号) の一部を次のように改正する。

別表第105項を次のように改める。

105 薬局開設許可等関係手数料

別表第107項を次のように改める。

107 医薬品等製造業の許可等関係手数料

別表第109項を次のように改める。

109 医薬品等適合性調査等関係手数料

茨城県知事 大井川 和 彦

第26号議案

茨城県特定非営利活動促進法施行条例及び茨城県特定非営利活動促進法 に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用 に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(茨城県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第1条 茨城県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年茨城県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

(茨城県特定非営利活動促進法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施 行条例の一部改正)

第2条 茨城県特定非営利活動促進法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法 律施行条例(平成17年茨城県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第52条第4項及び」を「第52条第4項及び第5項並びに」に改める。

付 則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。

令和3年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第27号議案

茨城県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

茨城県生活環境の保全等に関する条例(平成17年茨城県条例第9号)の一部を次のように改正する。 第34条の2中「第18条の15第1項」を「第2条第12項」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第28号議案

茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例(平成8年茨城県条例第57号)の一部を次のように改正する。 第1条第2項の表中「整形外科」の次に「,脳神経外科」を加え、「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改める。 付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月26日提出

第29号議案

茨城県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

茨城県公衆浴場法施行条例(昭和48年茨城県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条第3号イ中「過マンガン酸カリウム消費量は、」を「有機物(全有機炭素(TOC)の量)は1リットルにつき8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量は」に改め、同条第18号中「10歳」を「7歳」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第18号の改正規定は、令和3年7月1日から施行する。

令和3年2月26日提出

第30号議案

茨城県食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例

(茨城県食品衛生法施行条例の一部改正)

第1条 茨城県食品衛生法施行条例(平成11年茨城県条例第60号)の一部を次のように改正する。

第1条中「食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号。以下「改正法」という。)附則第5条において改正法第1条の規定による改正後の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第50条の2第2項に規定する公衆衛生上必要な措置について定められた基準とされる改正法第1条の規定による改正前の食品衛生法第50条第2項の規定に基づく基準(以下「管理運営基準」という。)及び」を削り、「以下「法」を「昭和22年法律第233号。以下「法」に、「第51条」を「第54条」に改める。

第2条を削る。

第3条中「全ての業種」を「政令第35条各号に掲げる営業(同条第2号及び第6号に掲げる営業を除く。)」に、「及び」を「、同条各号に掲げる」に、「とし、別表第2」を「及び法第13条第1項の規定により定められた基準又は規格に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準とし、別表第1」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条を第3条とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係) 営業施設基準

第1 共通基準

- 1 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具 の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。
- 2 食品又は添加物,容器包装,機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの(以下「食品等」という。)への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従事者の経路の設定、同一区画を異なる作業で交代に使用する場合の適切な洗浄消毒の実施等により、必要な衛生管理措置が講じられている場合はこの限りではない。なお、住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合、それらと区画されていること。

3 施設の構造及び設備

- (1) じんあい、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造又は設備並びにねずみ及び昆虫の侵入を防止できる設備を有すること。
- (2) 食品等を取り扱う作業をする場所の真上は、結露しにくく、結露によるかびの発生を防止し、及び結露による水滴により食品等を汚染しないよう換気が適切にできる構造又は設備を有すること。
- (3) 床面,内壁及び天井は,清掃,洗浄及び消毒(以下この表において「清掃等」という。)を容易にすることができる材料で作られ,清掃等を容易に行うことができる構造であること。
- (4) 床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設にあっては、床面は不浸透性の材質で作られ、排水が良好であること。内壁は、床面から容易に汚染される高さまで、不浸透性材料で腰張りされていること。
- (5) 照明設備は、作業、検査及び清掃等を十分にすることのできるよう必要な照度を確保できる機能を備えること。
- (6) 水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を施設の必要な場所に適切な温度で十分な量を供給す

ることができる給水設備を有すること。水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあって は、必要に応じて消毒装置及び浄水装置を備え、水源は外部から汚染されない構造を有すること。貯水槽を 使用する場合にあっては、食品衛生上支障のない構造であること。

- (7) 法第13条第1項の規定により定められた基準又は規格に食品製造用水の使用について定めがある食品を取り扱う営業にあっては前号の適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水」とし、食品製造用水又は殺菌した海水を使用できるよう定めがある食品を取り扱う営業にあっては前号の適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水若しくは殺菌した海水」とする。
- (8) 従事者の手指を洗浄及び消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。なお、水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。
- (9) 排水設備は次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。
 - イ 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管され、かつ、施設外に適切に排出できる機能を 有すること。
 - ウ 配管は十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。
- (10) 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍設備を必要に応じて有すること。製造及び保存の際の冷蔵又は冷凍については、法第13条第1項により定められた基準又は規格に冷蔵又は冷凍について定めがある食品を取り扱う営業にあっては、その定めに従い必要な設備を有すること。
- (11) 必要に応じて、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備及び侵入した際に駆除するための設備を有すること。
- (12) 次に掲げる要件を満たす便所を従事者の数に応じて有すること。
 - ア 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。
 - イ 専用の流水式手洗い設備を有すること。
- (13) 原材料を種類及び特性に応じた温度で、汚染の防止可能な状態で保管することができる十分な規模の設備を有すること。また、施設で使用する洗浄剤、殺菌剤等の薬剤は、食品等と区分して保管する設備を有すること。
- (14) 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備については、不浸透性及び十分な容量を備えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。
- (15) 製品を包装する営業にあっては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を有すること。
- (16) 更衣場所は、従事者の数に応じた十分な広さがあり、及び作業場への出入りが容易な位置に有すること。
- (17) 食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。
- (18) 添加物を使用する施設にあっては、それを専用で保管することができる設備又は場所及び計量器を備えること。

4 機械器具等

- (1) 食品若しくは添加物の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具、容器その他の設備(以下この表において「機械器具等」という。)は、適正に洗浄、保守及び点検をすることのできる構造であること。
- (2) 作業に応じた機械器具等を備えること。
- (3) 食品又は添加物に直接触れる機械器具等は、耐水性材料で作られ、洗浄が容易であり、熱湯、蒸気又は殺菌剤で消毒が可能なものであること。
- (4) 固定し、又は移動しがたい機械器具等は、作業に便利であり、かつ、清掃及び洗浄をしやすい位置に有す

ること。組立式の機械器具等にあっては、分解及び清掃しやすい構造であり、必要に応じて洗浄及び消毒が 可能な構造であること。

- (5) 食品又は添加物を運搬する場合にあっては、汚染を防止できる専用の容器を使用すること。
- (6) 冷蔵, 冷凍, 殺菌, 加熱等の設備には, 温度計を備え, 必要に応じて圧力計, 流量計その他の計量器を備えること。
- (7) 作業場を清掃等するための専用の用具を必要数備え、その保管場所及び従事者が作業を理解しやすくする ために作業内容を掲示するための設備を有すること。

5 その他

- (1) 政令第35条第1号に規定する飲食店営業(以下この表において「飲食店営業」という。)にあっては、第3項第15号の基準を適用しない。
- (2) 飲食店営業のうち、簡易な営業(そのままの状態で飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業(喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。)を含む。第2第1項第1号において同じ。)をする場合にあっては、前号の規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。
 - ア 床面及び内壁にあっては、取り扱う食品及び営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、不浸透性材料以外の材料を使用することができる。
 - イ 排水設備にあっては、取り扱う食品及び営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、床面に有しないこととすることができる。
 - ウ 冷蔵又は冷凍設備にあっては、取り扱う食品及び営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、施設外に有することとすることができる。
 - エ 食品を取り扱う区域にあっては、従事者以外の者が容易に立ち入ることのできない構造であれば、区画 されていることを要しないこととすることができる。
- (3) 飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合にあっては、第3項第4号、第9号、第12号及び第16号の基準を適用しない。
- (4) 政令第35条第9号に規定する食肉処理業のうち、自動車において生体又はとたいを処理する場合にあっては、第3項第12号、第13号及び第16号並びに第4項第5号の基準を適用しない。
- (5) 政令第35条第27号及び第28号に掲げる営業以外の営業で冷凍食品を製造する場合は、第1項から第4項までに掲げるものに加え、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造,冷凍,包装及び保管をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
 - イ 原材料を保管する室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。
 - ウ 製品を製造する室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。
 - エ 製品が摂氏マイナス15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。
- (6) 政令第35条第30号に掲げる営業以外の営業で密封包装食品を製造する場合にあっては、第1項から第4項までに掲げるものに加え、次に掲げる要件を満たす構造であること。
 - ア 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

- イ 原材料の保管をする室又は場所に、冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- ウ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

第2 業種別基準

1 飲食店営業

自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 簡易な営業にあっては、1日の営業において約40リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- (2) 比較的大量の水を要しない営業にあっては、1日の営業において約80リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- (3) 比較的大量の水を要する営業にあっては、1日の営業において約200リットルの水を供給し、かつ、排水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- 2 政令第35条第2号の調理の機能を有する自動販売機(屋内に設置され、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。)により食品を調理し、調理された食品を販売する営業
- (1) ひさし、屋根等の雨水を防止できる設備を有すること。ただし、雨水による影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあっては、この限りではない。
- (2) 床面は、清掃、洗浄及び消毒が容易な不浸透性材料の材質であること。
- 3 政令第35条第3号に規定する食肉販売業
- (1) 処理室を有すること。
- (2) 処理室に解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。
- (3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏10度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては製品が 摂氏マイナス15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じた規 模で有すること。
- (4) 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。
- 4 政令第35条第4号に規定する魚介類販売業
- (1) 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の処理をする室又は場所は、鮮魚介類の処理に必要な設備等を有すること。
- (3) 生食用鮮魚介類を取り扱う施設にあっては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。
- (4) かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 必要に応じて浄化設備を有すること。
 - イ かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。
 - ウ かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。
- 5 政令第35条第5号に規定する魚介類競り売り営業
- (1) 鮮魚介類の入荷,荷分け,陳列,一時保管,取引及び出荷をする場所を有し,必要に応じて区画されていること。
- (2) 必要に応じて冷蔵又は冷凍設備、製氷設備並びに靴の洗浄及び消毒をする設備を有すること。

- (3) 海水を用いて鮮魚介類の洗浄及び冷却をする場合にあっては、必要に応じて海水の殺菌設備を有すること。
- 6 政令第35条第6号に規定する集乳業
- (1) 生乳の貯蔵設備及び受入検査設備(検査を外部委託する施設を除く。)を有すること。
- (2) 生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有すること。
- 7 政令第35条第7号に規定する乳処理業
- (1) 生乳の受入検査, 貯蔵及び処理並びに製品の保管をし, 必要に応じて洗瓶をする室又は場所及び容器洗浄 設備を有すること。ただし, 生乳を使用しない施設にあっては貯蔵及び受入検査をする室又は場所, 検査を 外部委託する施設にあっては受入検査をする室又は場所を有することを要しない。なお, 室を場所とする場 合にあっては, 作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。
- (3) 製品が摂氏10度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量又は製造量に応じた規模で有すること(常温保存可能品のみを製造する施設を除く。)。
- (4) 生乳の検査をする室又は場所は、生乳の検査をするために必要な設備を有すること。
- 8 政令第35条第8号に規定する特別牛乳搾取処理業
- (1) 搾乳, 生乳の処理及び製品の保管をする室又は場所並びに牛体洗浄設備並びに生乳の貯蔵設備及び受入検査設備(検査を外部委託する施設を除く。)を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。なお、生乳の殺菌をする場合にあっては、自記温度計を付けた殺菌設備を有すること。
- (3) 製品が摂氏10度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量に応じた 規模で有すること。
- 9 政令第35条第9号に規定する食肉処理業
- (1) 原材料の荷受及び処理並びに製品の保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。
- (3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏10度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては製品が 摂氏マイナス15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じて有 すること。
- (4) 処理室は、解体された獣畜又は食鳥の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。
- (5) 生体又はとたいを処理する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア とさつ放血室(とさつ及び放血をする場合に限る。)及び剥皮をする場所並びに剥皮前のとたいの洗浄をする設備を有すること。また、必要に応じて懸ちょう室、脱羽をする場所及び羽毛、皮、骨等を置く場所を有し、処理前の生体又はとたい、処理後の食肉等の搬入及び搬出をする場所が区画されていること。
 - イ 剥皮をする場所は、懸ちょう設備並びに従事者の手指及びナイフ等の器具の洗浄及び消毒設備を有する こと。
 - ウ 懸ちょう室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉が密閉できる構造であること。
 - エ 洗浄消毒設備は、摂氏60度以上の温湯及び摂氏83度以上の熱湯を供給することのできる設備を有すること。また、供給する温湯及び熱湯の温度を確認できる温度計を備えること。

- (6) 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 処理室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉、窓等が密閉できる構造であること。
 - イ 計画処理頭数 (一の施設において、あらかじめ処理することが定められた頭数をいう。) に応じ、食品 衛生法施行規則 (昭和23年厚生省令第23号) 別表第17第4イに掲げる事項を満たす水を十分に供給する機能を備える貯水設備を有すること。なお、シカ又はイノシシを処理する場合にあっては、成獣1頭当たり 約100リットルの水を供給することのできる貯水設備を有すること。
 - ウ 排水の貯留設備を有すること。貯留設備は、不浸透性材料で作られ、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。
 - エ 車外において剥皮をする場合にあっては、処理する場所を処理室の入口に隣接して有し、風雨、じんあい等外部環境によるとたいの汚染及び昆虫等の侵入を一時的に防止する設備を有すること。
- (7) 血液を加工する施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 運搬用具の洗浄及び殺菌並びに原材料となる血液の貯蔵及び処理をする室並びに冷蔵又は冷凍設備を有し、必要に応じて製品の包装をする室を有すること。ただし、採血から加工までが一貫して行われ、他の施設から原材料となる血液が運搬されない施設にあっては、運搬器具を洗浄及び殺菌し、かつ、原材料となる血液を貯蔵する室を有することを要しない。なお、各室又は設備は作業区分に応じて区画されていること。
 - イ 処理量に応じた原材料貯留槽、分離機等を有すること。
 - ウ 原材料となる血液の受入設備から充填設備までの各設備がサニタリーパイプで接続されていること。
- 10 政令第35条第10号に規定する食品の放射線照射業
 - (1) 専用の照射室を有すること。
 - (2) 適切な照射線量を正確に調整できるベルトコンベア及び照射設備を有すること。
 - (3) 照射線量を正確に測定できる化学線量計を備えること。
- 11 政令第35条第11号に規定する菓子製造業
 - (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画すること。
 - (2) 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、調整、調合、整形、発酵、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を備えること。
 - (3) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。
 - (4) シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあっては、浸漬、蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。
- 12 政令第35条第12号に規定するアイスクリーム類製造業
 - (1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備(生乳を使用しない施設を除く。)及び受入検査設備(検査を外部委託する施設を除く。)を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
 - (2) 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填、包装及び凍結に必要な設備を有すること。
- 13 政令第35条第13号に規定する乳製品製造業
 - (1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備(生乳を使用しない施設を除く。)及び受入検査設備(検査を外部委託する施設を除く。)を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
 - (2) 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて発

酵、濃縮、乾燥、乳化及び分離をするための設備を有すること。

14 政令第35条第14号に規定する清涼飲料水製造業

- (1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造(ミネラルウォーター類のみを製造する施設にあっては製造に限る。)をする室又は場所を有し、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立をする設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の調合及び製品の製造をする室又は場所にあっては、調合、充填、密封及び殺菌又は除菌に必要な設備を有すること。

15 政令第35条第15号に規定する食肉製品製造業

- (1) 原材料の保管,前処理及び調合並びに製品の製造,包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお, 室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画すること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、乾燥、薫煙、塩漬け、製品の中心部温度の測定、冷却等をするための設備を有すること。

16 政令第35条第16号に規定する水産製品製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をし、必要に応じて原材料の乾燥、洗浄及び解凍をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の保管及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- (3) 原材料の前処理又は製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて解凍、調合、加熱、殺菌、乾燥、薫煙、ばい焼、脱水、冷却等をするための設備を備えること。
- (4) 生食用鮮魚介類を取り扱う場合は、生食用鮮魚介類の処理をする専用の器具を備えること。
- (5) 魚肉練り製品を製造する場合にあっては、原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所にらい潰及び 殺菌 (魚肉のすり身を製造する場合を除く。) に必要な設備を有すること。
- (6) かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 必要に応じて浄化設備を有すること。
 - イ かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。
 - ウ かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。
- 17 政令第35条第17号に規定する氷雪製造業

製品の製造及び保管をし、必要に応じて製品の調整及び包装をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

18 政令第35条第18号に規定する液卵製造業

- (1) 原材料の保管並びに製品の製造,包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 製品を製造する室又は場所は、割卵、充填及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて洗卵、ろ過並びに加熱殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。
- (3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏8度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては製品が 摂氏マイナス15度以下となるよう管理できる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。

19 政令第35条第19号に規定する食用油脂製造業

- (1) 原材料の保管設備並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 食用油脂を製造する施設の製造をする室又は場所にあっては、精製、充填及び包装に必要な設備を有し、

必要に応じて搾油及び調合に必要な設備を有すること。

- (3) マーガリン又はショートニングの製造をする施設の室又は場所にあっては、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて、練り合わせ、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。また、必要に応じて熟成室を有すること。
- 20 政令第35条第20号に規定するみそ又はしょうゆ製造業
 - (1) 製きくをし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成をし、並びに製品の包装、充填及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。また、包装又は充填をする室又は場所にあっては、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立をする設備を有すること。
 - (2) しょうゆを製造する場合にあっては、必要に応じて圧搾、火入れ、調合及びろ過に必要な設備を有すること。
 - (3) みそ又はしょうゆを主原料とする食品を製造する場合にあっては、調合、ろ過、乾燥、加熱殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。
- 21 政令第35条第21号に規定する酒類製造業
 - (1) 製造する品目に応じて、製きくをし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成(蒸留及び圧搾を含む。)をし、並びに製品の包装、充填及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
 - (2) 製品の包装又は充填をする室又は場所は、必要に応じて容器の洗浄及び検瓶並びに製造又は組立をする設備を有すること。
 - (3) 製造品目に応じて,洗浄,浸漬,蒸きょう,製きく,糖化,煮沸,発酵,蒸留,圧搾,火入れ,調合,ろ 過,充填及び密栓に必要な設備等を有すること。
- 22 政令第35条第22号に規定する豆腐製造業
 - (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
 - (2) 製品の製造をする室又は場所は、殺菌及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて包装するための設備を有すること。
 - (3) 無菌充填豆腐を製造する場合にあっては、連続流動式の加熱殺菌機並びに充填及び密封に必要な設備を備えること。
 - (4) 豆腐を主原料とする食品を製造する場合にあっては、必要に応じて、冷凍、乾燥、油調等をする設備を備えること。
- 23 政令第35条第23号に規定する納豆製造業
 - (1) 原材料の保管, 前処理, 発酵及び熟成並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお, 室を場所とする場合にあっては, 作業区分に応じて区画されていること。
 - (2) 原材料の蒸煮、発酵及び冷却並びに製品の包装に必要な設備を有すること。
- 24 政令第35条第24号に規定する麺類製造業
 - (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造,包装及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて原材料及び製品の乾燥及び冷蔵又は冷凍をする室又は場所を有すること。室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
 - (2) 原材料の前処理をし、及び製品の製造をする室又は場所にあっては、製造する品目に応じて、混錬、成形、圧延、裁断、茹で、蒸し、油調及び冷却に必要な設備を有すること。

- 25 政令第35条第25号に規定するそうざい製造業及び同条第26号に規定する複合型そうざい製造業
 - (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
 - (2) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。
 - (3) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- 26 政令第35条第27号に規定する冷凍食品製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業
 - (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を有すること。 なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
 - (2) 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。
 - (3) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。
 - (4) 製品が摂氏マイナス15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。

27 政令第35条第29号に規定する漬物製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて洗浄、漬け込み、殺菌等をする設備を有すること。
- (3) 浅漬けを製造する場合にあっては、製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備を有すること。

28 政令第35条第30号に規定する密封包装食品製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- (3) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

29 政令第35条第31号に規定する食品の小分け業

- (1) 原材料の保管及び加工並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画すること。
- (2) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。

30 政令第35条第32号に規定する添加物製造業

- (1) 原材料の保管並びに製品の製造、小分け、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて抽出、反応、混合、ろ過、し過、精製、濃縮等に必要な設備を有すること。添加物製剤を製造する場合にあっては、含有成分を均一にする機械設備を有すること。
- (3) 原材料又は製品の試験検査をするために必要な設備及び器具を有すること。ただし、試験検査のうち特殊な試験に必要な設備及び器具については、当該試験に必要な設備を有する他の機関を利用して自らの責任において当該添加物の試験検査をする場合であって、食品衛生上支障がないと認められるときは、この限りで

はない。

- (4) 添加物及び添加物以外の製品の製造をする施設にあっては、添加物の製造に使用する機械器具が区画されていること。ただし、添加物及び添加物以外の製品を同一の工程で製造する場合であって、同一の機械器具を使用しても製造された添加物が法第13条第1項の規定により定められた基準又は規格に適合する場合は、この限りではない。
- 第3 法第13条第1項の規定により定められた基準又は規格に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る 施設の基準
 - 1 飲食店営業,政令第35条第3号に規定する食肉販売業,同条第9号に規定する食肉処理業,同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち,生食用食肉の加工又は調理をする施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (1) 生食用食肉の加工又は調理をするための設備が他の設備と区分されていること。
 - (2) 器具及び手指の洗浄及び消毒をするための専用の設備を有すること。
 - (3) 生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。
 - (4) 取り扱う生食用食肉が冷蔵保存を要する場合にあっては当該生食用食肉が摂氏4度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては、当該生食用食肉が摂氏マイナス15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。
 - (5) 生食用食肉を加工する施設にあっては、加工量に応じた加熱殺菌をするための設備を有すること。
 - 2 飲食店営業,政令第35条第4号に規定する魚介類販売業,同条第16号に規定する水産製品製造業,同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち,ふぐを処理する施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (1) 除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施錠できる容器等を備えること。
 - (2) ふぐの処理をするための専用の器具を備えること。
 - (3) ふぐを凍結する場合にあっては、ふぐを摂氏マイナス18度以下で急速に凍結できる機能を備える冷凍設備を有すること。

別表第1の2を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第3条関係) 食品衛生検査施設の基準

- 第1 設備の基準
 - 1 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
 - 2 純水装置, 定温乾燥器, ディープフリーザー, 電気炉, ガスクロマトグラフ, 分光光度計, 高圧滅菌器, 乾 熱滅菌器, 恒温培養器, 嫌気培養装置, 恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。
- 第2 職員の配置の基準

検査又は試験のために必要な職員を置くこと。

別表第3を削る。

(茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和39年茨城県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「第52条第1項の許可」を「第55条第1項の許可(食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35 条第1号に規定する飲食店営業に係るものに限る。)」に改める。 (茨城県食品衛生条例の廃止)

第3条 茨城県食品衛生条例(昭和40年茨城県条例第41号)は、廃止する。

(茨城県食の安全・安心推進条例の一部改正)

第4条 茨城県食の安全・安心推進条例(平成21年茨城県条例第32号)の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第20条」に、「第23条・第24条」を「第21条・第22条」に、「第25条」を「第23条」に、「第26条一第28条」を「第24条一第26条」に改める。

第17条第1号中「第11条」を「第24条」に改め、同条第3号中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改める。

第19条及び第20条を削り、第21条を第19条とし、第22条から第25条までを2条ずつ繰り上げる。

第26条第2項中「第22条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条を第24条とし、第27条を第25条とする。

第28条中「第21条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条を第26条とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第3条の規定による廃止前の茨城県食品衛生条例(以下この項及び次項において「旧条例」 という。) 第5条第1項又は第2項の許可を受けて旧条例第2条第5号に規定する製造業等の営業を行っている者であっ て、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令 第123号) 第9条の規定により食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号) 第2条の規定による改正後 の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の許可を受けずに当該営業を行っているものについては、旧条例 第5条第1項又は第2項の許可に係る旧条例第6条第2項の有効期間の満了の日又は令和6年5月31日のいずれか早い 日までの間は、旧条例第3条(容器及び営業施設についての衛生基準に係る部分に限る。)、第5条第3項、第6条第4 項、第6条の2、第7条、第8条第2項、第10条、第11条(営業の許可の取消しに係る部分を除く。)及び第14条(い ずれも製造業者等に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第5条第3項中 「第1項第1号, 第3号及び第5号」とあるのは「茨城県食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例(令和3年 茨城県条例第 号。第6条の2において「改正条例」という。) 第3条の規定による廃止前の茨城県食品衛生条例(第 6条の2において「旧条例」という。)第1項第1号、第3号及び第5号」と、旧条例第6条の2第1項中「第4条第 1項及び第2項並びに第5条第1項及び第2項の許可を受けた者」とあるのは「改正条例の施行の際現に旧条例第5条 第1項又は第2項の許可を受けて旧条例第2条第5号に規定する製造業等の営業を行っている者であって、食品衛生法 等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号)第9 条の規定により食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第2条の規定による改正後の食品衛生法第 55条第1項の許可を受けずに当該営業を行っているもの | とする。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行 後にした行為に対する旧条例の罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日前に着手された第4条の規定による改正前の茨城県食の安全・安心推進条例第19条に規定する食品等の回収については、同条及び第4条の規定による改正前の同条例第20条の規定は、なおその効力を有する。

(茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

5 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年茨城県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条の表13の8の項中「茨城県食品衛生条例」を「茨城県食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例(令和 3年茨城県条例第 号。以下この項及び次項において「改正条例」という。)付則第2項の規定によりなおその効力を 有することとされる改正条例による廃止前の茨城県食品衛生条例」に、「「条例」を「「旧条例」に、「条例の」を「旧条例の」に改め、同項第1号から第7号までを削り、同項第8号中「条例」を「旧条例」に改め、同号を同項第1号とし、同項第9号を削り、同項第10号中「条例」を「旧条例」に改め、同号を同項第2号とし、同項第11号中「条例」を「旧条例」に改め、同号を同項第3号とし、同項第12号中「条例」を「旧条例」に改め、同号を同項第4号とし、同項第13号中「条例」を「旧条例」に改め、同号を同項第5号とし、同項第14号中「条例」を「旧条例」に改め、同号を同項第6号とし、同表13の9の項中「及び条例」を「,改正条例付則第4項の規定によりなおその効力を有することとされる改正条例による改正前の条例(以下この項において「旧条例」という。)並びに条例及び旧条例」に改め、同項第4号から第11号までを次のように改める。

- (4) 条例第19条第1項の規定による届出の受理
- (5) 条例第19条第2項の規定による氏名及び住所等の変更の届出の受理
- (6) 条例第20条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査等
- (7) 旧条例第19条の規定による報告の受理
- (8) 旧条例第20条第1項の規定による指導
- (9) 旧条例第20条第2項の規定による指導
- (10) 旧条例第20条第3項の規定による公表
- (11) 旧条例第20条第4項の規定による報告の受理

(茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

6 茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年茨城県条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表茨城県食品衛生条例(昭和40年茨城県条例第41号)の項を削る。

令和3年2月26日提出

第31号議案

社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例(昭和39年茨城県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第6条中「, 茨城県立児童センターこどもの城」を削る。

第12条第1項中「茨城県立児童センターこどもの城」」を削る。

別表第1児童厚生施設の項を削る。

別表第 4 中(1) 茨城県立児童センターこどもの城の表を削り、「(2) 茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ」を「(1) 茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ」に、「(3) 茨城県立視覚障害者福祉センター」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月26日提出

第32号議案

茨城県青少年の健全育成等に関する条例の一部を改正する条例

茨城県青少年の健全育成等に関する条例(平成21年茨城県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第13条第5号中「がん具」を「玩具」に改める。

第35条の次に次の1条を加える。

(児童ポルノ等の提供の求めの禁止)

第35条の2 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)その他の記録をいう。第46条第5項第9号において同じ。)の提供を求めてはならない。第46条第5項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 第35条の2の規定に違反して次に掲げる行為のいずれかをした者
 - ア 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為
 - イ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為

付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

令和3年2月26日提出

第33号議案

つくばみらい都市計画事業伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理 事業施行規程を定める条例を廃止する条例

つくばみらい都市計画事業伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業施行規程を定める条例(平成 5 年茨城県条例第13号)は、廃止する。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月26日提出

第34号議案

茨城県県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

茨城県県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例(昭和49年茨城県条例第17号)の一部を次のように改正する。 第11条第1項第3号中「添削」を「、必要に応じて添削」に、「及び」を「若しくは」に、「を行う」を「又はその両方 を行う」に改め、同条第2項第3号中「添削」を「、必要に応じて添削」に、「を行うほか、必要に応じて」を「若しくは」 に、「を行うこと」を「又はその両方を行うこと」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月26日提出

第35号議案

茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例

茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例(平成16年茨城県条例第19号)の一部を次のように改正する。 第10条第1項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 訓練の実施方法は、通信の方法とすることもできること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削による指導若しくは面接による指導又はその両方を行うこと。

第11条第1号を次のように改める。

(1) 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第36条の5に規定する高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

第11条第9号中「短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者(実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあっては、法第30条第1項に規定する職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者又は職業能力開発促進法施行規則第36条の6の2第1号に規定する指定講習受講資格者であって、職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修したものに限る。)若しくは」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(指導員養成訓練を修了している者に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第61号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「旧令」という。)第36条の5に規定する長期養成課程、短期養成課程(旧令第36条の6の2第2号ロに規定する実務経験者訓練技法習得コース(以下「実務経験者訓練技法習得コース」という。)に係るものに限る。)又は高度養成課程の指導員養成訓練を修了している者(短期養成課程(実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。)の指導員養成訓練を修了している者にあっては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長」という。)が認めるものに限る。)であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの及び旧令第36条の5に規定する短期養成課程の指導員養成訓練を修了している者(実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあっては、法第30条第1項に規定する職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者又は旧令第36条の6の2第1号に規定する指定講習受講資格者であって、職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修したものに限る。)のうち10年以上の実務経験を有し、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるものは、この条例による改正後の茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例第11条第1号及び第9号の規定にかかわらず、法第30条の2第1項の条例で定める者とみなす。

令和3年2月26日提出

第36号議案

茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の 一部を改正する条例

茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例(昭和51年茨城県条例第14号)の一部を次のよう に改正する。

別表第1 1 茨城県産業技術イノベーションセンター(茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。)の表物性試験・薄膜作成等機器の部ダイシング装置の項を削り、同表食品等分析・観察機器の部ガス透過率測定機の項中「1日」を「1時間」に、「2,200」を「2,530」に改める。

別表第1 2 茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所の表加工機類の部プレス成形機の項を削り、 同部に次のように加える。

プ	ν	ス	成	形	機	(真	空	機	能	な	l)	1	時	間	1,760
プ	レ	ス	成	形	機	(真	空	機	能	あ	ŋ)	1	時	間	2,420

別表第1 2 茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所の表試験機器類の部に次のように加える。

熱			分		析			装			置	1	時	間	3,520
Р			V		Т			装			置	1	時	間	3,630
熱	拡	散	率	熱	伝	導	率	測	定	装	置	1	時	間	3,740

別表第 2 1 茨城県産業技術イノベーションセンター(茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及 び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。)の表分析の部定性分析の項中

電子顕微鏡によるもの	1 試料·1 箇所 (写真1 枚付)	8,420
E P M A K L & & O	1 試験·1 測定	6,270

電子顕微鏡によるもの 1 試料・1 箇所 (写真 1 枚付) 8,420

に改め、同項に次のように加

える。

ポータブル蛍光エックス線分析装置	1	試 料		1	測定	2.420
によるもの	1	訊 科	•	1	測 疋	2,420

別表第 2 1 茨城県産業技術イノベーションセンター(茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。)の表表面処理試験の部中

Γ									
I									
	簡	単.	た	₹,	σ	1	試	料	700
	11-3		5	O		*	Hr 4	-11	

世 同 st 欧	電解式膜厚計によるもの	1 試料·1 測定	2,200
膜厚試験	金属顕微鏡によるもの	1 試料·1 測定	2,760
	蛍光エックス線膜厚計によるもの	1 試料·1 測定	3,410
塗 膜	摩 耗 試 験	1 件 (5 試 料)	4,090

を

Γ					
ı		電解式膜厚計によるもの	1 試料·1 測定	2,200	
	膜厚試験	金属顕微鏡によるもの	1 試料・1 測定	2,760	に改め、同
		蛍光エックス線膜厚計によるもの	1 試料·1 測定	3,410	1

表食品の分析、試験等の部測定試験の項中

٦	 精	密			試	験	1	試	料	1	項	月	2,920]
			イルム					試					2.420	を
	TC III		177-1	W 21 / ZZ.	210	IXIX.		н-у		_			2, 120]

精 密 測 定 試 験 1 試料・1 項目 2,920 に改め、同項に次のように	Γ							T	T	٦	
	,	精	密	測	定	試	験	1 試料・1 項目	2,920	に改め、同項に次のように	加

える。

ガ ス 透 過 率 測 定 1	試料·1項目 8,690
-----------------	--------------

別表第2 1 茨城県産業技術イノベーションセンター(茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。)に備考として次のように加える。

備考 職員の派遣を要する試験,分析,検査,調製,加工等に係る手数料の額は,この表に掲げる額に職員の派遣に要する時間1時間までごとに3,520円を加算した額とする。

別表第2 2 茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所の表試験又は分析の部強度試験の項の次に次のように加える。

熱				分					析	1 #	武料· 1	時間	4,510
Р		V		Т		ì	測		定	1	条	件	7,260
熱	拡	散	率・	熱	伝	導	率	測	定	1	試	料	7,040

付 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に設備の使用の承認又は試験、分析、検査、調製、加工等の依頼の承認を受けている者に係る 使用料又は手数料の額については、なお従前の例による。

第37号議案

茨城県立笠間陶芸大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

茨城県立笠間陶芸大学校の設置及び管理に関する条例(平成27年茨城県条例第28号)の一部を次のように改正する。 別表小型電気炉低温焼成の項の次に次のように加える。

電	気	炉(40	キ	П	ワ	ツ	١)	高	温	酸	化	焼	成	1	回	27,170円
電	気	炉(40	+	口	ワ	ツ	١)	高	温	還	元	焼	成	1	回	35,970円
電	気	炉	(40	4	ŕ	П	ワ	ツ	١)	1	氐	温	焼	成	1	口	15,290円

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月26日提出

第38号議案

茨城県建築審査会条例及び茨城県開発審査会条例の一部を改正する条例

(茨城県建築審査会条例の一部改正)

第1条 茨城県建築審査会条例(昭和25年茨城県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第8条中「署名捺印」を「記名」に改める。

(茨城県開発審査会条例の一部改正)

第2条 茨城県開発審査会条例 (昭和44年茨城県条例第48号) の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「署名押印」を「記名」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月26日提出

第39号議案

茨城県県営住宅条例の一部を改正する条例

茨城県県営住宅条例(平成9年茨城県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「, 東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第20条」を削る。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月26日提出

第40号議案

茨城県水道条例の一部を改正する条例

茨城県水道条例(昭和57年茨城県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項第3号中「短期大学」の次に「(同法第83条の2第1項に規定する専門職大学(以下「専門職大学」という。) の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加える。

第15条第2号中「卒業した後」の次に「(専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月26日提出

第41号議案

包括外部監査契約の締結について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定に基づき、下記のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

記

- 1 契約の目的 包括外部監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和3年4月1日
- 3 契 約 金 額 1,650万円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払とする。ただし、契約の定めるところにより概算払をすることができる。
- 5 契約の相手方 住所 東茨城郡大洗町磯浜町6742番地

氏名 坂本 和重

資格 税理士

令和3年2月26日提出

第42号議案

男女共同参画の推進に関する基本的な計画について

茨城県男女共同参画推進条例(平成13年茨城県条例第1号)第8条第1項の規定に基づき、別記のとおり定めることについて承認されたい。

令和3年2月26日提出

茨城県男女共同参画基本計画(第4次)

第1章 計画策定の基本的な考え方

- I 計画の概要
- 1 計画策定の趣旨

男女が性別にとらわれず社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会を実現するため、本県では、茨城県男女共同参画推進条例に基づく基本的な計画として、平成28(2016)年3月に「茨城県男女共同参画基本計画(第3次)~人が変わる組織が変わる 社会が変わる~」を策定し、県民・事業者・団体との連携・協力のもと、様々な分野において計画に基づく施策を総合的に推進してまいりました。

しかしながらこの間、急速な人口減少社会の進展と少子高齢化、経済・社会のグローバル化の進行、AIなどの技術進歩、若年層を中心とした人口の東京への一極集中など、社会情勢は大きく変化しています。一方で、男女共同参画・女性活躍を推進するための関係法制度の整備や、我が国も賛同したSDGs (持続可能な開発目標)の達成に向けた世界的な取組も進んできています。

こうした中、男女共同参画に対する県民の理解は深まりつつあり、社会の様々な分野への女性の参画は進んできていますが、固定的な性別役割分担意識はいまだ根強く残っています。とりわけ、出産・子育て期、介護期の女性たちは、仕事と家庭の両立が困難で退職したり、再就職した後も、非正規雇用など不安定な雇用や能力に見合わない仕事を担うなど、雇用の場で不利な状況におかれています。このほか、女性に対する暴力や、性的指向や性自認を理由とする不当な差別的取扱いなど、様々な課題が存在しています。

活力ある地域社会をつくるためには、女性の更なる社会参画の促進はもとより、県民の意識改革、男女の働き方の見直し、女性に対する暴力の根絶など、多様性を認め合う男女共同参画社会の実現に向けた取組が一層求められています。

加えて、頻発する大規模災害や世界規模の感染症の流行は、全ての人の生活を脅かすと同時に、男女に異なる影響をもたらし、平常時の固定的な性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する様々な課題を一層顕在化させています。このことから、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが重要であり、非常時において、女性や脆弱な状況にある人々に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められています。

このような状況を踏まえ、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や様々な課題に対応するとともに、国の男女共同 参画基本計画を勘案して、中長期的な展望に立った本県の男女共同参画社会の実現に向けた取組の方向性を示すため、 新たな茨城県男女共同参画基本計画を策定します。

2 計画の基本理念

「茨城県男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念に基づき、この計画で目指すべき社会は、以下のとおりとします。

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- (2) 男女一人ひとりが、個人として能力を十分に発揮する機会が確保され、多様な生き方が選択できる社会
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、政策・方針の立案及び決定に共同参画する社会
- (4) 男女が家庭生活と社会活動を両立でき、対等な立場で参画し、責任を分かちあう社会
- (5) 国際社会の男女共同参画の取組を踏まえ、国際的協調のもとで男女共同参画が推進される社会

3 計画の性格

- (1) 「茨城県男女共同参画推進条例」の5つの基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画です。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」(平成11年法律第78号) 第14条第1項の規定に基づき、国の「男女共同参画基本計画」を勘案した法定計画です。
- (3) SDGs (持続可能な開発目標)の視点も踏まえ、県民・事業者・関係団体、NPO、国、市町村など多様な主体との緊密な連携のもと、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となる計画です。

4 計画の体系

(1) 計画を推進するための基本的方向

基本目標I あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方向性1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向性 2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

施策の方向性3 地域・農山漁村における男女共同参画の推進

施策の方向性4 科学技術・学術における男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

施策の方向性1 あらゆる暴力の根絶

施策の方向性2 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

施策の方向性3 生涯を通じた健康支援

施策の方向性4 防災・復興における男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

施策の方向性1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

施策の方向性 2 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

(2) 推進体制と進行管理

ア 県の推進体制の充実

- イ 連携の強化
- ウ 進行管理等
- 5 計画の期間

計画期間は令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

- Ⅱ 男女共同参画を取り巻く潮流
- 1 少子高齢化と人口減少社会

県の人口は、2000年の約299万人を頂点として、2010年には297万人、2015年は292万人と減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2045年には約224万人まで減少し、最も人口が多かった2000年に比べると、総人口は約299万人から約75万人、25%、生産年齢人口は約91万人、44%の減少が見込まれています。

世帯の家族類型別割合を見てみると、「夫婦と子供」世帯の割合が低下、「単独」世帯・「夫婦のみ」世帯の割合が上昇しています。

また、65歳以上の高齢単身世帯数も増加しています。

本県の平均初婚年齢は、平成27 (2015) 年以降は横ばい傾向にありますが、長期的には男性、女性とも上昇し、晩婚 化が進んでいます。

本県の合計特殊出生率(1人の女性が生涯に産む子供の推定人数)は、近年は全国値と近い数値で推移しており、令和元(2019)年は茨城県1.39、全国1.36となりました。なお、出生数は18,004人で、前年の19,368人から1,364人減少しま

した。

「令和元年度茨城県男女の働き方と生活に関する調査」(以下「令和元年度県民意識調査」という。)によると、回答者の約5割は、理想とする子どもの数より実際の子どもの数が少ないと回答しています。理想とする子どもの数が3人以上であるものが回答者の54%と過半数であるのに対して、実際の子どもの数を3人以上とする回答者の割合は20%にとどまっています。

その理由として、「子どもの教育等経済的負担が増えるため」、「出産・子育ての身体的・心理的負担が大きいため」、 「欲しいけれどできないため」などが挙げられています。

本県の総人口に占める65歳以上の人口割合(高齢化率)は、年々増加しており、男女別では、男性より女性の高齢化率が高くなっています(令和元年度茨城県男女別高齢化率:男性26.6%、女性32.2%)。

総人口に占める75歳以上の人口割合も年々増加しています。また、75歳以上になると要介護認定を受ける人の割合が 大きく増加します。

全国的に見ると、同居の主な介護者は、男女別では、女性の割合が高いものの、男性の割合が増加しています。また、続柄別では、「子の配偶者(女性)」が大きく減少し、「息子」が増加しています。また、平成28(2016)年は男女ともに5割以上が働きながら介護をしています。

平成28 (2016) 年の介護と仕事の関係 (仕事の有無や働き方) は、男女で大きく異なっています。例えば、介護者のうち、フルタイムで働く人の割合は、50代の男性は70.7%であるのに対し、女性は35.2%となっており、その差は30ポイント以上になっています。

2 暮らし方の変化

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方(性別役割分担意識)に反対する者の割合(「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせた割合)は、男女とも長期的に増加傾向にあり、内閣府の令和元(2019)年度の調査では、男女ともに6割前後となっています(男性55.7%、女性63.4%)。

令和元年度県民意識調査によると、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方については、「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」を合わせた割合が67.3%(男性60.8%、女性72.4%)となっています。

令和元年度県民意識調査によると、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)について、理想では、「『家庭生活』又は『地域・個人の生活』と『仕事』を両立したい」が男女ともに最も高くなっています(男性31.1%、女性32.9%、全体32.1%)。

しかし、現実では、男性は「『家庭生活』又は『地域・個人の生活』にも携わりつつ、『仕事』を優先している」が32.7%と最も高く、また、女性は「『家庭生活』又は『地域・個人の生活』に専念している」が29.1%と最も高くなっており、理想と現実の間に乖離が生じています。

年間就業日数が200日以上の本県の雇用者で週に60時間以上働いている者は、女性が全体の5.0%なのに対し、男性は12.7%にのぼり、全国同様に、男性の長時間労働がみてとれます。

夫の家事・育児・介護等に携わる時間は、共働き世帯において37分、夫が有業で妻が無業の世帯において43分と、どちらも妻が携わる時間(共働き世帯4時間12分、夫が有業で妻が無業の世帯6時間48分)と比較して非常に少なくなっています。

3 働き方の変化

女性が職業を持つことに対する意識について、平成 4 (1992) 年からの変化を男女別にみると、「子供が大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の割合が男女ともに減少する一方で、「子供ができても、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が増加しています。内閣府の平成28 (2016) 年度の調査では、「子供ができても、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が、男女とも初めて 5 割を上回り、令和元 (2019) 年度の調査では、女性63.7%、男性58.0%と、男女ともに、6割前後まで上昇しています。

内閣府の令和2年版男女共同参画白書によると、昭和55 (1980) 年以降、夫婦共に雇用者の共働き世帯は年々増加しています。平成9 (1997) 年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っており、特に平成24 (2012) 年頃からその差は急速に拡大しています。令和元 (2019) 年には、雇用者の共働き世帯が1,245万世帯、男性雇用者と無業の妻から成る世帯が582万世帯となっており、その差は2倍以上になっています。

また、第1子出産前後に女性が就業を継続する割合も上昇しています。これまでは、4割前後で推移してきましたが、最新の調査では約5割へと上昇しました。特に、育児休業を取得して就業継続した女性の割合は大きく上昇しました。

平成27 (2015) 年国勢調査によると、茨城県の年齢階級別労働力率は、20代、30代の子育で期に、配偶者のいる女性の労働力率が、未婚女性や配偶者のいる男性の労働力率を大きく下回っています。

総務省「労働力調査(詳細集計)」によると、令和元(2019)年における女性の非労働力人口(2,657万人)のうち、 就業希望者は231万人であり、求職していない理由としては、「出産・育児のため」が最も多く、31.1%となっています。

平成30 (2018) 年度の男性の育児休業取得率は、民間企業が6.16%、国家公務員が12.4%、地方公務員が5.6%で、近年上昇していますが、いずれも女性(民間企業82.2%、国家公務員98.5%、地方公務員99.4%)と比較すると、依然として極めて低水準にあり、男女間で大きな差があります。

第2章 基本計画

I 計画を推進するための基本的方向

基本目標 I あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方向性1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

〔現状と課題〕

県の第3次男女共同参画基本計画策定後、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年)、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30年)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正(令和元年)など、女性活躍を推進するための法律・制度の整備が進みました。

しかしながら、国際的に見てみると、SDGs (持続可能な開発目標)のすべての目標の実現に必要なジェンダー平等の実現やジェンダー視点の主流化に沿った取組が各国で加速される中、日本の女性の参画は低い水準に留まっており、世界経済フォーラム (WEF) の2020年版「ジェンダーギャップ指数」では、日本は調査対象国153か国中121位でした。

本県における管理的地位にある女性の割合は、年々上昇しているものの、全国平均と比べると低い状態にあります(平成29年就業構造基本調査における管理的職業従事者に占める女性割合:全国14.8%、本県14.2%)。

女性の活躍を推進する上での諸課題について解決を図りながら、女性が個性と能力を発揮し、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現が求められています。

[主な取組]

- 1 地方公共団体や企業・団体等における女性の参画拡大
- (1) 女性人材や女性リーダーの育成に取り組むとともに、企業・団体等における政策・方針決定過程への女性の参画を働きかけます。
- (2) 地方公共団体においても、公務員法制上の平等取扱の原則や性別にかかわらない公正な人事評価に基づき、能力と 実績に応じた適材適所の人事配置の原則に留意しつつ、女性の登用拡大を図ります。
- (3) 県の審議会等における委員の任命又は委嘱に当たって、積極的措置(ポジティブ・アクション)を講じるように努めます。

施策の方向性 2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

〔現状と課題〕

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バ

ランス)のとれた社会の実現が求められています。

新型コロナウイルス感染症の拡大が契機となり、テレワークの導入やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方に 関する新たな可能性もでてきている一方で、男性に比べ非正規雇用労働者の割合が高い女性が、休業を余儀なくされた り、失業しやすくなるなど、女性の雇用に影響が強く出ています。

20代、30代の既婚女性は、同年代の既婚男性・未婚女性と比べ労働力率が大きく下回っていることから、働くことを希望する全ての人がその能力を十分に発揮することができるよう、個々の事情に応じた多様な働き方を選択できる環境の整備が必要です。

〔主な取組〕

- 1 ワーク・ライフ・バランスの実現
- (1) 県内中小企業の働き方改革を促進するため、多様な働き方が可能な労働環境の整備と生産性の向上に意欲的に取り組む企業を育成し、その成果等をSNSなど多様な方法で情報発信します。
- (2) 経済団体や労働者団体などで構成する「いばらき働き方改革推進会議」において、推進月間を設定する等、官民連携により、県民の働き方改革に対する意識醸成を図ります。
- 2 女性が活躍できる働き方の実現
- (1) 職業生活における女性の活躍を推進するため、企業や関係団体と連携して、事業者・団体のトップの意識改革を促進するとともに、女性が就業しやすく持続可能で多様な働き方のできる環境を整備します。
- (2) 出産・育児・介護など様々な制約を持つ人が社会で活躍できる労働環境づくりを促進するとともに、男性の家事や、育児休暇取得等による育児等への参画促進を図ります。
- (3) 女性のキャリア形成を支援するため、気軽に相談できる女性向け職業相談窓口を設置し、仕事と育児の両立など働き続けていく上での悩みや心配事についての相談・助言を行うとともに、女性ロールモデルなどの情報を収集・発信する取組を推進します。
- (4) 女性の起業や就職・再就職、学び直し等を支援するため、円滑に資金調達できる環境の整備や、職業訓練の場の充実などを図ります。
- 3 安心して就労できる環境づくり
 - (1) 勤労者福祉の増進と安定した労使関係の形成を促進するため、労働福祉団体等に対する支援や勤労者に対する労働相談等を行います。
 - (2) 女性や若年者を含む求職者の正規雇用化を推進するため、いばらき就職支援センターにおいて、就職相談、職業適性診断、カウンセリング、職業紹介までの一貫した支援を行います。また、仕事のミスマッチ等による早期離職を防止するため、求職者に対しキャリアカウンセリング等の支援を行います。
 - (3) セクシュアル・ハラスメントをはじめとした各種ハラスメントを防止するため、理解促進や固定的な性別役割分担 意識の解消に向けた意識啓発を図り、男女が互いに人権を尊重し、共に責任を担うことができる男女共同参画社会の 実現に取り組みます。

施策の方向性3 地域・農山漁村における男女共同参画の推進

〔現状と課題〕

将来にわたって活力のある社会を維持していくためには、一人ひとりが夢や希望をもち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に進めることが重要です。

大学等の卒業後に、県外へ就職する者が多いなど、特に若い世代の女性の県外流出が進み労働力人口の減少が予測される中、若者の地元定着や、時代が必要とする人材の育成が求められています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により特に東京圏に住む人の地方移住への関心が高まっているとともに、テ

レワークの導入やオンラインの活用が進み、地方の女性の働き方に関する新たな可能性もでてきています。

農山漁村が有する潜在力を十分に引き出すため、農山漁村における女性の政策・方針決定過程への参画の促進など、女性の更なる活躍が求められています。

〔主な取組〕

- 1 地域力を高める人財育成・コミュニティづくり
- (1) 地域課題の解決や地域の活性化を図る上で、必要なコミュニケーション能力や論理的な考え方、率先的な行動力を身に付けるために、女性を含む若者が主体的に取り組む地域活動やネットワークづくり、そのための学習の場づくりを支援します。
- (2) 防災、防犯、子どもや高齢者の見守り、社会教育・まちづくりなどの課題に対応するため、県民・NPO・行政等が連携・協働し、女性の視点を取り入れた地域コミュニティの形成を支援します。
- 2 UIJターンの促進
- (1) 若者や専門知識を有する人材が本県に環流する取組への支援や大学・産業界、市町村との連携を進め、東京圏からのUIJターンと県内定着を促進します。
- 3 未来の農業のエンジンとなる担い手づくり
- (1) 経営感覚に優れた農業経営者を育成するため、意欲ある農業者に対し、産学官が連携して、経営管理や生産技術に関する総合的な学びの場を提供します。
- (2) 農業分野において多様な人材活用が図られるよう、農業生産法人等の労働条件を改善する取組を推進します。
- 4 地域・農山漁村における女性の参画拡大
- (1) 地域の役員や農業委員など政策・方針決定過程へ参画する女性リーダーの確保を働きかけるとともに、セミナーなどを通して女性人材の育成に取り組みます。

施策の方向性4 科学技術・学術における男女共同参画の推進

〔現状と課題〕

近年活発になっている I o Tやビッグデータ、A I 等の最先端技術の開発及びその技術を活用した製品やサービス提供 等においても、男女が共に参画し、その恩恵を享受できることが重要です。

研究職・技術職に進む女性を増やし、次世代を担う女性の科学技術人材を育成することも重要です。

本県における高等学校卒業者の大学等進学率(大学、短期大学等に進学する者の割合)は、平成20年以降、男女とも5割程度で推移しています。

また、大学進学者の学部別比率は、男性が社会科学系、工学系への進学比率が高いのに対し、女性は人文科学系、社会 科学系、保健関係(薬学・看護)への進学比率が高くなっています。

[主な取組]

- 1 理工系分野への女性の参画拡大
- (1) 科学技術・学術分野など、女性が新たに活躍できる職域を拡大する取組を支援します。
- 2 科学技術を担う人財育成
 - (1) 科学技術を担う「人財」を育成するため、小中学校における体験活動を重視した理数教育の充実を図るとともに、高等学校においては「スーパーサイエンスハイスクール」指定校の活動の充実を図ります。
 - (2) 科学技術イノベーション分野における次世代のグローバルリーダーの育成や女性の参画拡大のため、生徒等に理工系分野への進学を促す機会を提供します。

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

施策の方向性1 あらゆる暴力の根絶

「現状と課題〕

殴る蹴るなどの身体的な苦痛や、暴言や監視・無視などの精神的な苦痛など、男女間のあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力(DV(ドメスティック・バイオレンス))、ストーカー行為、職場等におけるハラスメントに、的確に対応する必要があります。

令和元年度県民意識調査によると、配偶者や恋人から暴力を受けた経験については、「ある」が10.3%となっています。 暴力の内容については、「心理的攻撃」が77.6%と最も高く、次いで「身体的暴力」が58.7%、「経済的圧迫」が28.0%となっています。性別にみると、配偶者や恋人から暴力を受けた経験が「ある」と回答した割合は、女性(15.6%)が男性(3.5%)より高くなっています。

特に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、外出自粛や休業等による生活不安・ストレスから、家庭内の暴力の増加 や深刻化が懸念されています。

DVが起きている家庭では、児童虐待(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)が同時に行われている場合があり、子どもが見ている前で行われる夫婦間の暴力(面前DV)は子どもへの心理的虐待にあたるなど、留意が必要です。

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題など、子ども、若年層に対する性的な暴力が大きな社会問題となる中、関係機関が密接に連携した対応が求められています。

〔主な取組〕

- 1 身体的、精神的苦痛を含むあらゆる暴力の根絶、被害者の保護・支援に向けた環境づくり
- (1) ストーカー・DV事案、性犯罪等に迅速かつ的確に対処するとともに、犯罪被害者やその家族等への支援を適切に 行うため、被害者等が相談しやすい環境の整備や民間団体と連携した支援体制づくりを推進します。
- (2) 児童虐待事案の被害防止、拡大防止を図るため、県・警察・教育委員会が情報共有を行うなど緊密に連携し、虐待事案等の早期発見に努めるとともに、被害を受けた児童生徒の安全確保を図ります。
- 2 男女が互いの人権を尊重する社会づくり
- (1) セクシュアル・ハラスメントをはじめとした各種ハラスメントを防止するため、固定的な性別役割分担意識の解消など、男女が互いに人権を尊重し、暴力を容認しない社会環境づくりに向けた意識啓発を図ります。

施策の方向性 2 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

経済社会における男女が置かれた状況の違いを背景として、女性は貧困等生活上の困難に陥りやすくなっています。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性など社会的に弱い立場にある者に、より深刻な影響をもたらしています。

貧困等生活上の困難を解消し、その影響を断ち切るためには、子どもの貧困対策のみならず、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が必要です。

いじめや人権侵害など様々な問題が発生していることから、一人ひとりが人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが個性と能力を発揮できる社会づくりが求められています。

〔主な取組〕

〔現状と課題〕

- 1 持続可能で多様な働き方の実現
- (1) 出産・育児・介護など様々な制約を持つ人が社会で活躍できる労働環境づくりを促進するとともに、男性の家事や、育児休暇取得等による育児等への参画促進を図ります。
- 2 困難を抱える子どもへの支援
- (1) 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう「教育支援」、「生活支援」、「就労支援」及び「経済的支援」に重点的に取り組み、子どもの貧困対策を推進します。
- (2) 生活困窮世帯の子どもに対して、学び直しの機会の提供や学習習慣などを身につけさせる学習支援事業の実施を促進するとともに、支援内容の充実を図ります。

- 3 誰もが教育を受けることができる環境づくり
- (1) 家庭の経済的状況等を踏まえ、市町村が実施する就学援助事業など経済的支援の周知を図り、教育機会の確保に努めます。
- (2) 経済的理由に左右されず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、奨学金貸与制度の実施や、就学支援金の支給などにより、家庭の教育費負担の軽減を図ります。
- 4 多様性を認め合うダイバーシティ社会の実現
- (1) 多様性を認め合うダイバーシティ社会に向けて、各分野における性別、人種、年齢、性格、学歴、価値観、マイノリティなどの多様性を受け入れ、認め合うための共同参画の取組を推進します。
- (2) 女性や子ども、高齢者、障害者、同和問題、性的指向や性自認を理由とする不当な差別的取扱いなど様々な人権問題に対応するため、人権啓発推進センターにおいて、各相談機関と連携した人権相談を実施します。

施策の方向性3 生涯を通じた健康支援

〔現状と課題〕

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、 男女共同参画社会の形成に当たっての大前提となります。

心身及びその健康について、主体的に行動し、正確な知識・情報を入手することは、健康を享受できるようにしていく ために必要です。特に、女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった、年代ごとに大きく変化 するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の視点が重要です。

また、成育医療の観点から、学童・思春期からの健康(月経など体のしくみや、月経困難症とその対応など月経に関する正しい知識を含む。)教育を充実させるとともに、全ての女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合えるような支援や、不妊治療と仕事の両立支援も必要です。

健康寿命と平均寿命の差は男性に比べて女性の方が大きくなっています。人生百年時代を見据えて、一人ひとりのヘルスリテラシー(健康について最低限知っておくべき知識)を向上させるなどの支援が必要となっています。

〔主な取組〕

- 1 「知・徳・体」バランスの取れた教育の推進
- (1) 月経など体のしくみや、エイズ・性感染症やがんに関する正しい知識が身に付くよう、児童生徒を対象とした講演会を実施するとともに、各種防止教室(飲酒・喫煙・薬物乱用)を開催するなど、健康教育の充実を図ります。
- (2) 健やかな体を育むため、運動やスポーツ活動の推進を図るとともに、食育を推進し、子どもたちの栄養や食事に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図ります。
- 2 結婚・出産の希望がかなう社会づくり
 - (1) 妊娠や出産にかかる様々な不安を解消するため、妊娠等電話相談窓口の設置や、産後に助産師が自宅を訪問する出 張相談の実施など、安心して子どもを産み育てることのできる相談体制を整備します。
 - (2) 医療機関等の役割分担や広域的な連携強化などにより、総合的な小児・周産期医療体制の充実を図ります。
 - (3) 不妊に悩む夫婦への支援のため、高額になる特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、仕事と不妊治療の両立について職場での理解を深め、従業員が働きやすい環境を整える企業の取組を促進します。
- 3 人生百年時代を見据えた健康づくり
- (1) 乳がん、子宮がんなどのがん検診の普及啓発を進めるとともに患者・家族への支援の充実を図るなど、総合的ながん対策を推進します。
- (2) 生活習慣病を予防するため、健康づくりキャンペーンや「いばらきヘルスロード(誰でも安全に歩くことができる身近なウォーキングコース)」の取組による普及啓発や、循環器疾患や糖尿病重症化予防など疾病対策を推進します。

施策の方向性 4 防災・復興における男女共同参画の推進

[現状と課題]

東日本大震災や関東・東北豪雨をはじめとする過去の経験を教訓として、災害への備えや地域防災力の強化、発災時の 応急対策などの充実が求められています。

平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが肝要であるとともに、非常時において、増大する家事・育児・介護等が女性に集中したり、DVや性被害・性暴力が生じるなどの困難が深刻化しないような配慮が求められています。

しかしながら、東日本大震災以降も様々な自然災害が起こる中で、いまだ、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組が十分に浸透しているとは言い難い状況です。

[主な取組]

- 1 防災意識の高揚と地域防災活動の支援・充実
- (1) 地域の防災リーダーとなる人材の育成・確保、自主防災組織の充実や学校防災の向上等による自発的な地域防災を支援するとともに、性別などによるニーズの違いを踏まえた防災対策の取組を促進します。
- (2) 地域防災体制の中核を担う消防団の充実強化を図るため、消防団員確保等のためのPRや支援を行います。

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

施策の方向性1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

[現状と課題]

令和元年度県民意識調査によると、様々な分野における男女の地位は、「学校教育の場」では、男女ともに「平等である」 と回答した割合が高い一方で、「社会全体」、「家庭生活(家事・育児など)」、「政治の場」では、「平等である」と回答し た割合が低くなっており、不平等感が強くなっています。

女性の活躍を推進する上での諸課題について解決を図りながら、女性が個性と能力を発揮し、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現や、男女の多様な選択を可能にする育児・介護の支援基盤の整備が求められています。

〔主な取組〕

- 1 誰もが能力を発揮できる社会づくり
- (1) あらゆる世代を対象に、男女共同参画社会を実現するため、理解促進や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を図ります。
- 2 安心して子どもを育てられる社会づくり
 - (1) 待機児童ゼロを実現するため、保育所等の整備を進めるとともに、多様な保育ニーズに対応します。
 - (2) 仕事と育児を両立するための基盤づくりとなる、放課後児童クラブの整備を推進するとともに、放課後児童支援員の確保や質の向上を図ります。
 - (3) 地域の子育て支援の充実を図るため、親子の交流や育児不安等についての相談、支援等を行う子育て支援拠点づくりなど、安心して子育てできる環境づくりを進めます。
- 3 地域包括ケアシステムの構築
- (1) 仕事と介護を両立するための基盤づくりとなる、茨城型地域包括ケアシステムを構築するとともに、地域の医療・介護関係者など多職種協働による支援を推進します。

施策の方向性2 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

[現状と課題]

男女共同参画を推進する様々な取組が進められており、法制度の整備も進んできましたが、依然として社会全体が変わるまでに至っていない要因の一つとして、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)があることが挙げられま

す。

子どもをはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けない取組、男女双方の意識を変えていく取組が重要です。

年代に応じた多様な働き方、学び方、生き方の選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実が求められています。

各種メディアを通じて幅広い情報を提供・発信することによって、より多くの県民に男女共同参画の理解を促進し、意識を高めることが期待できます。

SNS (利用者同士が交流できるインターネット上の会員サービス。ソーシャルネットワーキングサービスの略。)などインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、ICTメディアリテラシー (パソコン、携帯電話などICTメディアの活用・操作能力のみならず、メディアの特性を理解する能力、メディアにおける送り手の意図を読み解く能力、メディアを通じたコミュニケーション能力までを含む考え方)を向上させるための教育が必要です。

〔主な取組〕

- 1 一人ひとりが尊重される社会づくり
- (1) あらゆる世代を対象に、男女共同参画社会を実現するため、理解促進や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を図ります。
- (2) 多様性を認め合うダイバーシティ社会に向けて、各分野における性別、人種、年齢、性格、学歴、価値観、マイノリティなどの多様性を受け入れ、認め合うための共同参画の取組を推進します。
- (3) 人権教育を学校教育、社会教育の両面から推進するとともに、地域における人権啓発活動の指導者を育成します。
- 2 キャリア教育による将来の目標づくり
 - (1) 小学校・中学校・高等学校の教育活動全体を通じて、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、主体的、創造的に生きていくための資質や能力を身に付けることが重要です。このため、特別活動や各教科の授業などにおいて自分らしい生き方の実現につながる内容を取り上げたり、職場体験活動や家計についての学習などにより職業観や社会の仕組みを学んだりするなど、キャリア教育の充実を図ります。
 - (2) 高校生の職業観の醸成やキャリア形成支援を図るため、就業体験や女性ロールモデルをはじめとした卒業生・職業人との交流などの体験的な学習の機会を計画的・系統的に提供します。
 - (3) 子どもたちが、自ら課題を見つけ、その解決に向けて行動できるよう支援するとともに、行動の成果を発表する場を提供し、高い創造意欲を持ちリスクに対しても積極的に挑戦できるアントレプレナーシップ(起業家精神)を醸成します。
- 3 生涯にわたる学びのすすめ
 - (1) 身近な社会教育施設の機能を充実するとともに、ICT学習やリカレント教育(社会人になってからも、学校やそれに準ずる教育・訓練機関に戻ることが可能な教育システム)を推進し、生涯にわたる学びの機会を提供します。
- 4 正しいメディアとのつきあい方
- (1) 青少年の安心安全なインターネット利用を図るため、情報モラル教育の充実やメディアの健全な利用に必要な I C Tメディアリテラシーの向上を図ります。
- Ⅱ 推進体制と進行管理
- 1 県の推進体制の充実
- (1) ダイバーシティ推進センターの充実強化

男女共同参画社会の実現や女性活躍の推進に加え、誰もが能力を発揮し、活躍できる社会の実現を目指すための拠点施設である「ダイバーシティ推進センター」において、広報啓発、講座、相談事業、情報収集・提供などの機能の充実・強化を図ります。

(2) 茨城県男女共同参画審議会の運営

県のあらゆる施策に男女共同参画の視点を導入し、施策を推進するための調査審議機関として、茨城県男女共同参画審議会を運営し、県事業の進捗状況の確認などを実施します。

(3) いばらき女性活躍推進会議の運営

国、県、市町村、経済団体、農業団体、労働者団体により構成する「いばらき女性活躍推進会議」を中心に、働く 女性が活躍できる社会の実現に向けた取組を官民連携のもと実施します。

(4) 男女共同参画苦情・意見処理委員会の運営

茨城県男女共同参画推進条例第14条の規定により、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を処理するために必要な体制として、第三者を構成員とする男女共同参画苦情・意見処理委員会を運営します。

(5) 茨城県男女共同参画推進員による地域に密着した普及啓発の推進

県内各地域に茨城県男女共同参画推進員を配置し、広報活動や地域情報の収集・提供、相談窓口の紹介などの情報 提供、男女共同参画の推進に資する地域での自主活動などの地域に密着した普及啓発を推進します。

(6) 積極的改善措置 (ポジティブ・アクション) の推進

県の審議会等における委員の任命又は委嘱に当たって、積極的改善措置を講じるように努めます。

(7) 男女共同参画に関する情報の収集と提供、意識や実態の調査研究

男女共同参画を効果的に推進していくため、国や他の地方公共団体の取組、事業者・団体などの取組についての情報を収集して県民に提供するとともに、県民の意識や実態を把握するための調査を定期的に実施します。

2 連携の強化

県民、事業者、関係団体、NPO、国、市町村など多様な主体との緊密な連携のもと、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。

3 進行管理等

(1) 進行管理

計画に基づく男女共同参画施策の実施状況や、男女共同参画に関連の深い統計調査の数値を指標として活用し、男 女共同参画の推進状況を把握するとともに、茨城県男女共同参画審議会への報告等を通じ、適切に進行管理を行いま す。

(2) 公表

男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の県の取組や進捗状況を取りまとめた年次報告書を作成し、県民に公表します。

第43号議案

県有財産の取得について

新型インフルエンザ対策に係る治療薬として、下記により県有財産を取得するものとする。

記

名	称	種	類	数	星	取得予定価格	取	得	先	住	所	氏	名
抗インフ ウ イ ル			ビ ル	151,2	00容器	130,893,840	東京都中第一三共 代表取	株式	会社			丁目	5番1号

令和3年2月26日提出

第44号議案

霞ケ浦常南、霞ケ浦湖北、霞ケ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒 小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村 の負担額について

下水道法(昭和33年法律第79号)第25条の10第1項の規定により県が行う霞ケ浦常南、霞ケ浦湖北、霞ケ浦水郷、那珂 久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用について、同法第31条の2第1項の 規定により関係市町村に令和3年度分として負担させる金額は、それぞれ下記のとおりとする。

 市和	3年度分	として見	は担させる金額は、それぞれ下記のとおりとする。
쇼늄) _ tl	c +	記 400,000 五円
龍		· 市	463,666千円
牛	久	市	383,592千円
つ		ず 市	1,518,714千円
稲	敷	市	12,248千円
河	内	町	13,587千円
利	根	町	69,407千円
土	浦	市	1,020,459千円
石	岡	市	281,160千円
か	すみが	うら市	188,430千円
小	美	玉 市	113,520千円
冏	見	町	473,682千円
潮	来	市	273,559千円
行	方	市	44,473千円
水	戸	市	553,350千円
日	<u> </u>	市	338,918千円
常	陸 太	田市	118,721千円
V	たちな	か市	342,910千円
常	陸 大	宮市	64,615千円
那	珂	市	266,819千円
大	洗	町	75,810千円
城	里	町	42,935千円
東	海	村	264,723千円
	たちなか 域 事 務		21,517千円
古	河	市	120,670千円
坂	東	市	58,630千円
境		町	199,771千円
下	妻	市	202,987千円
常	総	市	72,666千円

219,659千円	市	筑 西	
50,383千円	町	千 代	八
125,021千円	市	Ш	桜

令和3年2月26日提出